

令和8年第1回会津坂下町議会定例会会議録

令和8年2月26日から令和8年3月11日まで第1回定例会が町役場に招集された。

令和8年2月26日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高 久 敏 明	2番 五十嵐 孝 子	3番 目 黒 克 博
4番 物 江 政 博	5番 横 山 智 代	6番 小 畑 博 司
7番 佐 藤 宗 太	8番 五十嵐 正 康	9番 青 木 美貴子
10番 五十嵐 一 夫	11番 水 野 孝 一	12番 酒 井 育 子
13番 山 口 享	14番 赤 城 大 地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴 木 久	書 記	高 久 佳 菜
書 記	松 本 功		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 秀 一
政策財務課長	長谷川 裕 一	生 活 課 長	五十嵐 隆 裕
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	渡 部 聡
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	会 計 管 理 者	五十嵐 利 彦
教 育 課 長	蓮 沼 英 樹	子 ども 課 長	小 瀧 節 子
監 査 委 員	仙 波 利 郎		

◎開会及び会議の宣告

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回会津坂下町議会定例会を開会いたします。（開会 午前10時00分）

◎議長（赤城大地君）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程（第1号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、13番、山口亨君、1番、高久敏明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（赤城大地君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回定例会の会期は、お手元にお配りした会期日程のとおり、本日2月26日から3月11日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、2月26日から3月11日までの14日間と決定いたしました。

◎諸報告について

◎議長（赤城大地君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より報告2件を提出いたします。

議長報告第1号「例月出納検査の結果報告について」及び議長報告第2号「諸般の報告について」の2件であります。朗読、説明を省略いたしますので、お手元にお配りした印刷物によりご承知願います。

以上をもって諸報告を終わります。

◎町長施政方針について

◎議長（赤城大地君）

日程第4、町長施政方針について説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

改めて、おはようございます。

本日、ここに令和８年第１回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

去る２月２２日に閉幕しましたミラノ・コルティナ冬季オリンピックでは、日本代表選手の活躍、また奮闘する姿を目にし、勇気と感動を与えていただきました。そして、その活躍は、選手の努力はもちろんですが、選手をサポートするチームスタッフや競技関係者、家族の支えなど、様々な人が様々な立場で支援・サポートし、オリンピックという目標に向かって一丸となって取り組んだ結果であると考えます。

まちづくりにおいても、様々な年代や職業、立場はあれど、「坂下が好きだ」「坂下をよくしたい」という想いは同じであると思います。その目標に向かい、みんなで手を取り合い一丸となって、町民一人一人が輝き、笑顔であふれ、住んでいてよかった、やっぱりばんげがいい！と言ってもらえる魅力的なまちづくりの推進に努めてまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました主な案件の概要を申し上げるとともに、当面する町行政の諸課題について、議員皆様をはじめ町民各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、今議会に提案する主な案件について申し上げます。

初めに、監査委員の選任及び固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、ご尽力いただいております委員の任期満了に伴い、その後任について、ご同意を賜りたく上程するものです。

次に、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、ご尽力いただいております委員の任期満了に伴い、その後任について、ご意見を賜りたく上程するものであります。

次に、学校医等設置条例の制定につきましては、学校保健安全法及び児童福祉法に基づき設置している学校医等に関し、複数の条例に分けて規定されていたことなどから、改めて整理し、一本化したいとするものであります。

次に、会津坂下町乳児等通園支援事業に関する条例及び会津坂下町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、令和８年４月１日よりばんげ保育所で実施いたします乳児等通園支援事業に関する条例となります。在宅で保育を行っている乳幼児等を対象に、月一定時間の枠の中で保育事業を利用することにより、子供の健やかな成長を応援するとともに、保護者の育児負担の軽減や孤立防止を図るものです。

次に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地域公共交通協議会委員及び学校医等の追加、鳥獣被害対策

実施隊出動手当の報酬額について改正するものであります。

次に、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令における弔慰金等の額に合わせて町条例を改正するものであります。

次に、会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例及び会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令別表に定められた占用料の額が変更されたことに伴い改正するものであります。

次に、会津坂下町過疎地域持続的発展計画について申し上げます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法に基づく本計画は、過疎法が令和3年4月1日に施行され、令和13年3月31日までの10年間を施行期間とする時限立法であることから、施行期間の中間となる令和7年度に、施策の成果や課題を踏まえ、過疎計画の見直しを行いました。

今回の見直しは、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画に掲げる施策と実施計画に計上した事業を過疎対策という視点で抽出し、過疎計画として整理したものであり、有利な財源を確保しながら本計画の推進を図ってまいります。

続きまして、令和8年度一般会計予算及び各特別会計予算について申し上げます。

初めに、一般会計予算について申し上げます。

令和8年度当初予算の予算総額は、前年度当初予算と比較して1億1,000万円の増の85億2,000万円としました。物価高騰や人件費増加への対応をはじめ、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画で示す「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」の実現に向け、本年度策定の実施計画に基づき、各種政策・施策に取り組んでいくための予算編成といたしました。

歳入の主なものといたしまして、町税は、納税義務者数の増や米価高騰、賃金のベースアップなどにより、前年度当初予算と比較して約1億円の増の17億2,117万2,000円を計上しております。

地方交付税は30億5,423万1,000円であり、普通交付税においては、物価高・官公需の価格転嫁への対応や、当分の間、税率・環境性能割廃止に伴う減収への対応で増となるものの、公債費算定額の大幅減などにより、前年度当初予算から2,886万円の減と見込みました。

町債は、前年度当初予算と比較し5,000万円増の2億8,100万円を計上しました。

次に、歳出ですが、特徴といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したばんげ応援商品券の配布や、公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学定期券購入費の助成などにより、補助費等が大きくなっております。

また、各種事業予算については、実施計画にお示しした事業を中心に、子育て・教育、健康づくり、福祉の充実、産業・商工業の振興のための予算としております。

持続可能な財政運営を行っていくため、引き続き財政健全化に向けた取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度当初予算と比較して1億5,220万円の減の17億4,400万円といたしました。

歳入の主なものは、保険税、県支出金で、歳入総額の約9割を占めております。令和8年度からの子ども・子育て支援制度の開始等により、前年度予算と比較して保険税が5,585万5,000円増加しております。

歳出の主なものは保険給付費で、歳出総額の約7割を占めております。令和8年度は、人間ドック事業の見直し、保健指導体制強化に向けた専門職の増員、健康運動教室の拡充など、前年度予算と比較して保険事業費を1,810万5,000円増額し、被保険者の健康づくりに向けた支援を充実させ、医療費適正化に一層努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度当初予算と比較して530万8,000円の増の24億2,000万円といたしました。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金で、歳入総額の約8割を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費で、歳出総額の約9割を占めております。国のDX事業の一環として介護情報基盤整備事業費など、前年度予算と比較して総務費を1,362万3,000円増額し、介護保険事務の効率化を図りつつ、事業の適正な運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度当初予算と比較して4,182万円の増の2億7,700万円といたしました。

歳入の主なものは保険料で、歳入総額の約7割を占めております。令和8年度は、子ども・子育て支援制度の開始等に伴い、3,252万5,000円の増となっております。

歳出のほとんどを広域連合への納付金で占めております。

令和8年度は、保険料率の見直しが予定されておりますので、被保険者のご理解を賜れるよう努めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度予算と比較して3,226万2,000円の増の2億7,220万5,000円としました。

歳入の主なものとしましては、国庫補助金、一般会計繰入金及び保留地処分金を計上しました。

歳出の主なものとしましては、建物調査、整地工事及び建物移転等の補償費を計上いたしました。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額4億6,713万6,000円に対し、支出総額4億7,296万8,000円となり、税抜当期純損失を1,226万4,000円と見込んだところであります。

収入の主なものとしましては、営業収益の水道使用料並びに営業外収益の他会計補助

金であります。

支出の主なものとしましては、営業費用の受水費及び施設管理委託料、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額9,139万円に対し、支出総額1億3,189万2,000円となり、不足額4,050万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額607万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,442万4,000円により補填したいというものであります。

収入の主なものは、企業債であり、支出の主なものは、配水管布設替工事、塔寺ポンプ場電源操作盤及び送水ポンプ更新工事等、並びに企業債償還金であります。

今後も、有収率の向上と経費の節減及び事務の合理化等により、経営の効率化を進めてまいります。

次に、下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入総額4億5,620万6,000円に対し、支出総額4億4,306万8,000円となり、税抜当期純損失を233万4,000円と見込んだところであります。

収入の主なものとしましては、営業収益の下水道使用料及び営業外収益の他会計補助金であります。

支出の主なものとしましては、営業費用の浄化センター及びマンホールポンプ場維持管理業務委託費、並びに営業外費用の企業債利息であります。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入総額3億6,148万1,000円に対し、支出総額4億4,502万9,000円となり、不足額8,354万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万3,000円、過年度分損益勘定留保資金14万3,000円、当年度分損益勘定留保資金8,129万2,000円により補填したいというものであります。

収入の主なものは、企業債及び補助金であり、支出の主なものは、坂下東、坂下中央処理区における管渠埋設工事請負費並びに企業債償還金であります。

今後も、下水道整備区域拡大のため、工事の早期発注、維持管理費の縮減並びに経営の効率化を進めてまいります。

なお、会期中に令和7年度一般会計及び各特別会計の補正予算等を追加提案する準備をいたしております。

続きまして、令和8年度の主な施策と事業について申し上げます。

初めに、人口減少対策について申し上げます。

人口減少を抑制し、持続可能なまちを目指すため、令和8年度実施計画においても人口減少対策を重点施策と位置づけ、交流人口対策、関係人口対策、定住人口対策、結婚支援の四つの人口減少対策事業に取り組んでまいります。新たな取組として、オンラインによる移住相談やオーダーメイド型の移住体験を実施するとともに、地域おこし協力隊の新規採用を関係者と連携しながら進めてまいります。

また、町の魅力や地域資源を活用したイベント実施による出会いの場の創出や、モニ

ツアー等による交流人口・関係人口の拡大、住宅取得支援事業や空き家改修等支援事業による定住促進、SNS等を活用した情報発信など様々な施策を展開することで、移住定住の促進を図ってまいります。

次に、令和8年度会津坂下町生活支援事業について申し上げます。

これは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和7年度補正予算分を活用し、令和8年度の生活支援事業を実施するものであり、水道料金等負担軽減事業とばんげ応援商品券配付事業を実施いたします。

水道料金等負担軽減事業は昨年度より実施しており、令和8年3月使用分1か月の水道基本料金の減免と未給水地区には基本料金相当額について給付いたします。

ばんげ応援商品券配付事業は、物価高の長期化により影響を受けている全町民に対して一律1万5,000円分の商品券の配布を実施いたします。

次にコミュニティバスの実証運行について申し上げます。現在、高寺地区の実証運行を行っており、2月4日現在48名の利用者がありました。今後も冬季間の実証運行として、積雪に対応できる停留所や運行ルートを検証してまいります。また、使用する車両について、1台は購入のめどが立ったことから年度内に1台購入予定であり、引き続き令和8年度以降の実証実験に向け必要台数の確保に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の被保険者は、少子高齢化に伴う人口減少や被用者保険の適用拡大の影響を受け年々減少しております。一方で、年齢構成の高齢化により医療費は年々増加し、大きな課題となっております。

国は持続可能な医療制度としていくために、保険税賦課限度額の引上げや高齢者の窓口負担引上げなどを進めております。県では、市町村間の医療費負担の平準化を図るため、令和11年度に保険税率の統一を目指しており、被保険者に関わる状況は年々変化しております。また、新たに子ども・子育て支援金制度が開始されますので、被保険者の皆様のご理解が得られるよう、適正かつ適切な国保運営に取り組んでまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

令和6年度にスタートしました第9期会津坂下町高齢者福祉・介護保険事業計画を基に、高齢者の介護予防や自立支援の取組を進めております。

町の高齢化率は毎年上昇しており、高齢者のニーズも多様化しておりますので、地域の実情を把握しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、様々な介護サービスの提供に努めてまいります。

次に、建設行政について申し上げます。

初めに、土木建築事業について申し上げます。

まず、阿賀川線舗装整備工事を年内の完了に向けて進めてまいります。長寿命化対策としましては、長井橋橋梁補修工事と町営古町川尻団地6・8号棟給水設備等改修工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

また、都市下水路整備につきましては、大雨時の浸水被害から住民の生命・財産を守るため、4号都市下水路ゲート設置工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、坂下東第一地区土地区画整理事業につきましては、都市計画道路坂下喜多方線並びに坂下羽林線の延伸に向けて建物調査算定業務3戸3棟、移転補償3戸3棟、旧県有地及び台ノ下地内の整地工事を年度内の完了に向けて進めてまいります。

次に、水道事業については、町道坂下小学校線配水管布設替工事、塔寺ポンプ場電源操作盤及び送水ポンプ更新工事等を進めてまいります。

次に、下水道事業につきましては、下水道整備面積拡大のため、坂下中央処理区において約900メートル及び坂下東処理区において約100メートルの管渠埋設工事を進めてまいります。

次に、農業行政について申し上げます。

昨年度65集落で策定しました地域計画につきましては、1月から全集落での懇談会を行い、集落農業の現状を再度把握するとともに新たな課題等を掘り起し、現在、計画の見直しを進めております。

集落農業が抱える課題は集落それぞれに違いがあり、その課題を解決していくためには、これまで以上に集落に寄り添った丁寧な取組が必要であることから、農業委員会やJA、土地改良区と連携強化を図りながら、一体となったサポート体制を構築し、中小規模農家を含む農業者一人一人と膝を交えた懇談を年間を通して継続的に実施してまいります。

その中で、農業者の皆さんと共に直面する課題に向き合い、共に解決策を見だし、共に解決に向けた取組を一つ一つ着実に進めていくことで、集落農業が目指すありたい姿の実現とともに、本町農業を持続可能で魅力とやりがいを持てる産業として確立し、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮につなげてまいります。

次に、商工業及び市街地活性化行政、観光物産行政について申し上げます。

初めに、商工業行政について申し上げます。

町内小規模企業の経営基盤の整備及び強化を図るため、小規模事業者経営改善資金に係る利子補給事業を新設し、支援の拡充を図ってまいります。

また、町内企業の雇用確保のため、新卒者だけでなく、Uターン・Iターン等の就職希望者に対してもスムーズな情報提供ができる仕組みを構築してまいります。

次に、市街地活性化行政について申し上げます。

本年度策定しました会津坂下町中心市街地活性化基本方針に基づき、創業融資に係る利子補給事業を新設、空き店舗等改修支援事業を拡充し、重点区間の空き地、空き店舗の解消を重点的に推し進めるとともに、現庁舎跡地の活用につきましても、住民の皆様のご意見をいただきながら、整備計画の策定に着手してまいります。

また、本年はJR只見線の会津坂下駅が設置されて100周年を迎えることから、JR会津坂下駅と連携した記念事業を実施してまいります。

次に、観光物産行政について申し上げます。

4月から6月までの3か月間は、JRグループと福島県内の自治体、観光事業者が一体となって各地域の魅力を発信するふくしまデスティネーションキャンペーンが本番を迎えます。

本町においては、本町出身の漫画家、高橋ヒロシ先生の代表作である「クローズ」のキャラクターをデザインしたマンホールを活用したスタンプラリーなどの特別企画を実施予定のほか、発酵の町にこだわった企画として発酵祭を開催する準備を進めております。

発酵とは、変化し、よりよいものへと昇華することです。先人たちが築き上げた日本酒、味噌、醤油の伝統文化をはじめ、ヨーグルトなど「発酵」をキーワードに、食文化、健康増進、作り手の情熱など、本町に根づく発酵文化を坂下ブランドとして確立することで、新たな会津坂下町ファンを獲得し、交流人口・関係人口の増加を図るとともに、「ばんげさ、はっこう（発酵）！」の合い言葉の下、町民みんながつながり、やっぱり坂下がいい！と実感できるまちづくりを進めてまいります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

昨年末に、新庁舎の建設用地として、旧坂下厚生総合病院敷地を取得し、新庁舎建設の基礎資料となる地質調査業務等を実施いたしました。

また、新庁舎建設検討委員会を随時開催し、町民の皆様が求める新庁舎の機能や性能についてのご意見をお聞きしながら、新庁舎建設基本計画の策定作業を進めております。

今後につきましては、基本計画をより精査し、町民の皆様にお示しして意見を反映した上で、6月定例会に上程したいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。その後に新庁舎建設基本設計の実施につなげてまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

9月の定例会において、財産の取得について議決を賜りました小中学校学習用タブレット端末につきましては、購入手続を滞りなく進め、本日をもって各小中学校への全台配置を完了しました。今後、機器設定や学習ソフトの導入を順次実施し、新学期からの円滑な活用に向けて進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯への物価高対策として、児童1人につき2万円を支給する物価高対応子育て応援手当につきましては、2月中に第1回目の口座振込を行い、その後4月まで随時振込を実施し、子供の健やかな成長を応援してまいります。

最後に、本定例会に上程いたしました案件につきましては、あらかじめ印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。その内容につきましては各担当課長より説明させていただきますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第1号の上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第5、同意第1号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第1号「監査委員の選任について」の提案理由をご説明申し上げます。

現在、代表監査委員としてお務めをいただいております仙波利郎氏につきましては、平成26年4月4日に選任されて以来、会津坂下町の健全な予算の執行と各般にわたる事業の運営に適切なるご指導とご助言をいただくとともに、専門的な知識と経験を持って監査業務にご尽力をいただけてきました。そのご苦勞とご功績に対しまして、心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、斎藤春生氏を推薦申し上げます。

斎藤氏は、これまでの経歴はもとより、人格・識見も立派であり、我が町の監査委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和8年4月4日から4年間であります。

何とぞ満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎同意第2号の上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第6、同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の提案理由をご説明申し上げます。

令和5年4月13日より固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております渡辺光政氏におかれましては、令和8年4月12日をもって任期満了となります。

渡辺委員には、委員として選任されて以来、高い識見をもって会津坂下町の行政進展のために多大なるご貢献を賜りました。そのご苦勞とご功績に対しまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、菊地一正氏をご推薦申し上げます。菊地氏は、福島県経済農業協同組合連合会に長年勤められたほか、若宮コミュニティセンター長にも就任され、その経歴から高い識見をお持ちであり、我が町の固定資産評価審査委員会委員として大変ふさわしい方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和8年4月13日から3年間であります。
何とぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎諮問第1号の上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第7、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（赤城大地君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております山内恭子氏が、令和8年6月30日をもって任期満了を迎え、今期限りで退任されることとなります。山内氏におかれましては、令和5年7月から1期3年にわたり人権擁護活動にご尽力をいただいております。心から敬意と感謝を申し上げます。

その後任といたしまして、司法書士の三浦洋一氏をご推薦申し上げたいと考えております。三浦氏は、その経歴から広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人格・識見ともに高い方であり、我が町の人権擁護委員として大変ふさわしい方であると確信いたしております。

今後のご活躍を期待して候補者として法務大臣に対しご推薦申し上げるに当たり、議会の意見をお聞きいたしたく諮問いたしますので、ご答申くださるようお願いいたします。

◎議案第6号から議案第20号まで一括上程・説明

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議案第6号「学校医等設置条例」から議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの15件を一括議題といたします。

一括議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

議案第6号 学校医等設置条例

議案第7号 会津坂下町乳児等通園支援事業に関する条例

議案第8号 会津坂下町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

- 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 会津坂下町過疎地域持続的発展計画
- 議案第14号 令和8年度会津坂下町一般会計予算
- 議案第15号 令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 令和8年度会津坂下町介護保険特別会計予算
- 議案第17号 令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第18号 令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第19号 令和8年度会津坂下町水道事業会計予算
- 議案第20号 令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算

◎議長（赤城大地君）

これより、一括議題とした議案について順次説明を求めます。

初めに、議案第6号について説明を求めます。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議長、教育課長。

◎議長（赤城大地君）

蓮沼教育課長。

◎教育課長（蓮沼英樹君）

議案第6号「学校医等設置条例」についてご説明いたします。

これは、学校医等の配置及び報酬の根拠について、現在、複数の条例等に分散して規定している状況であることから、根拠の位置づけを明確化するため、関係条例を整理・集約したいとするものでございます。

議案をご覧いただきたいと思います。

第1条（趣旨）では、学校保健安全法及び児童福祉法並びに福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づきまして設置をしております学校医等に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条（任免）では、学校医等は、地方公務員法に規定する非常勤職員とし、教育委員会が任免することとしております。

第3条（定数）につきましては、別表に規定をしております。次ページの別表をご覧ください。小学校及び中学校では、小児科医または内科医及び歯科医をそれぞれ2人以内、眼科医・耳鼻咽喉科医及び薬剤師をそれぞれ1人、幼稚園では、小児科医または内科医・歯科医・眼科医及び薬剤師をそれぞれ1人、保育所では、小児科医または内科医及び歯科医をそれぞれ1人設置することとしております。

前のページにお戻りいただきたいと思います。

第4条（報酬）につきましては、第1項において、学校医等には報酬を支給することとし、第2項において、報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の定めるところによることとしてございます。

第5条（委任）では、この条例の施行について必要な事項は別に教育委員会が定めるものいたします。

附則でございますが、第1項において、令和8年4月1日から施行することとし、第2項では、条例施行の際、現に学校医等の職にある者はこの条例によって任命されたものとみなします。また第3項では、本条例の施行に伴い、これまでの校医等設置条例及び会津坂下町立小中学校等嘱託医の報酬支給に関する条例は廃止することいたします。説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第7号及び議案8号について説明を求めます。

◎子ども課長（小瀧節子君）

議長、子ども課長。

◎議長（赤城大地君）

小瀧子ども課長。

◎子ども課長（小瀧節子君）

おはようございます。

議案第7号「会津坂下町乳児等通園支援事業に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本事業は、国制度の創設を受けまして、市町村が実施いたします地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられたものでございます。前回定例会におきまして事業概要はご説明申し上げておりますが、国から示されます基準の確定を待ちまして、今回条例案として整理したものでございます。

条文内容につきまして、順にご説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を定めるものであり、事業を円滑に実施するため、必要な事項を定めることとしております。

第2条は、事業を行う施設は、会津坂下町立ばんげ保育所とするものです。

第3条は、対象乳幼児は、町内の保育施設等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳幼児とするものです。

第4条、第5条は、利用の申請、決定につきましては、保護者の申請、町長の許可、決定を必要とするものです。

第6条は、利用料等です。第4条の規定によりまして、対象乳幼児1人につきまして、1時間当たり200円を納入しなければならないこととしております。第2項は、利用料のほか、必要となる実費を負担しなければならないこととしております。

第7条は、利用料の免除に関する規定です。災害その他特別の事由がある場合におい

て、必要と認めるときは、利用料を免除することができるとしております。

第8条は、利用決定の取消しに関する規定です。利用要件に該当しなくなった場合や、不正利用があった場合など、適正な事業運営を確保するため、利用決定を取り消すことができることとしております。

第9条は、委任の規定です。本条例の施行に当たり必要となる具体的な手続や運用事項につきましては、規則において定めることとしております。

最後に附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行したいとするものです。

説明は以上でございます。

それでは、続きまして、議案第8号「会津坂下町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低基準を定め、事業の適正かつ円滑な実施を確保するために制定するものでございます。

条文内容につきましては、第1章、総則、第2章、乳児等通園支援事業、第3章、雑則の3章構成としております。

まず、第1章、総則でございますが、第1条は、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、最低基準の目的を定めるものであり、利用乳幼児の心身の健やかな成長を図ることを目的とするものであることを定めております。

第3条は、最低基準は常に向上を図るべきものである旨を規定しておりまして、健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会（子ども・子育て会議）の意見を聴くこととしております。

第4条は、事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならないこと、また低下させてはならないことを定めております。

第5条は、利用乳幼児の最善の利益を考慮し、適切に事業を運営する一般原則を定めております。

3ページをご覧ください。

第6条は、非常災害に備えた必要な措置を講ずることを規定しております。

第7条は、安全計画を策定し、必要な研修及び訓練を実施することを定めております。

第8条は、移動等で自動車を運行する場合の所在確認について規定しております。なお、本町におきましては、現時点で自動車の運行を伴う運用は想定しておりませんが、国基準に基づき安全確保の観点から規定するものでございます。

4ページをご覧ください。

第9条、第10条は、職員の一般的条件並びに知識及び技能の向上について定めております。

第11条は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準について、国の基準に基づき定めております。

第12条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則を定めております。

5ページをご覧ください。

第13条は、虐待の防止に必要な措置を講ずることを規定しております。

第14条、第15条は、衛生管理の徹底及び適切な食事の提供について定めております。

第16条、第17条は、事業所内部の規程の整備及び備えるべき帳簿について定めております。

第18条は、職員等の秘密保持義務を規定しております。

第19条は、苦情に適切に対応する体制の整備について定めております。

続きまして、第2章、第1節、通則でございます。

7ページをご覧ください。

第20条におきまして、本事業の区分につきまして、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の両区分を規定しております。

二つの事業につきまして、簡単にご説明申し上げます。

一般型は、本事業の実施を主たる目的といたしまして体制を整え実施いたします、いわゆる専用型となります。余裕活用型は、保育所などの定員や時間帯の空いている枠などを既存資源として活用するものです。

本町におきましては、余裕活用型により実施を予定しておりますが、今後、新たに事業を実施しようとする施設が生じた場合にも、制度上円滑に対応できるよう、あらかじめ両区分を条例上位置づけるものでございます。

第2節、一般型乳児等通園支援事業でございます。

第21条は、一般型事業における設備の基準を定めるものであり、保育室その他必要な設備につきまして、国の定める基準に基づき、乳幼児が安全かつ適切な環境で過ごすことができる面積及び構造を確保することとしております。なお、具体的な基準につきましては、条文中の表に定めております。

10ページをご覧ください。

第22条は、必要な職員配置基準について規定しております。

第23条は、乳児等通園支援の内容について定めております。

第24条は、保護者との連絡及び連携について規定しております。

第3節、余裕活用型乳児等通園支援事業でございます。

第25条は、余裕活用型における設備及び職員の基準を定めるものであり、既存施設の設備を活用しつつ、必要な安全基準を満たすことを求めるものです。

12ページをご覧ください。

第26条は、一般型に関する規定を準用することを定めております。

第3章、雑則でございます。

第27条は、書面に代えて電磁的記録による対応を可能とすることを定めております。

第28条は、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行したいとするものです。説明は以上でございます。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第9号について説明を求めます。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議長、総務課長。

◎議長（赤城大地君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤秀一君）

議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明をいたします。

今回の改正は、令和8年1月22日開催の特別職報酬等審議会において非常勤特別職に係る報酬について答申をいただいたことから、答申に基づき、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例を改正したいとするものであります。

詳細につきましては、資料の新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

別表行政評価委員の項の次に「地域公共交通協議会委員 日額6,300円」を加えます。

別表中、「小中学校薬剤師 年額89,000円」を「学校医（小中学校）小児科医または内科医 年額135,000円」、「学校医（小中学校）眼科医 年額193,000円」、「学校医（小中学校）耳鼻咽喉科医 年額193,000円」、「学校医（小中学校）歯科医 年額135,000円」、「学校医（幼稚園）小児科医または内科医 年額120,000円」、「学校医（幼稚園）眼科医 年額120,000円」、「学校医（幼稚園）歯科医 年額120,000円」、「保育所嘱託医（小児科医または内科医） 年額120,000円」、「保育所嘱託医（歯科医） 年額120,000円」、2ページをご覧ください。「学校薬剤師 年額39,000円」に改めます。

鳥獣被害対策実施隊の出動手当報酬額につきましては、同出動手当1回（銃を使用した捕獲活動（弾代含む））「4,000円」を「8,000円」に、同出動手当1回（それ以外（わなの設置、見回り等））「2,000円」を「4,000円」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行したいとするものであります。

説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第10号について説明を求めます。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議案第10号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご

説明申し上げます。

この改正は、本制度の根拠法令である災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令に規定されている金額と町条例の金額に齟齬が生じているため、金額を法令の規定に合わせたいとするものです。

新旧対照表により詳しくご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表の1ページをご覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後であり、下線部が改正箇所です。

第5条中「300万円」を「500万円」に、「150万円」を「250万円」に改めます。

第10条中「150万円」を「250万円」に、「75万円」を「125万円」に改めます。

第13条第1項第1号ア中「100万円」を「150万円」に改め、同号イ中「180万円」を「250万円」に改め、同号ウ中「190万円」を「270万円」に改め、同号エ中「250万円」を「350万円」に改め、同項第2号ア中「100万円」を「150万円」に改め、同号イ中「110万円」を「170万円」に改め、同号ウ中「170万円」を「250万円」に改め、次の2ページをご覧ください。同号エ中「250万円」を「350万円」に改め、同項第3号中「190万円」を「270万円」に、「250万円」を「350万円」に、「110万円」を「170万円」に、「170万円」を「250万円」に改めます。

議案にお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第11号及び議案第12号について説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

おはようございます。

議案第11号「会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正に伴う占用料の額の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

1ページをご覧ください。

別表（第2条関係）中、法第32条第1項第1号に掲げる工作物のうち、「第1種電柱」

の占用料「480円」を「570円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

なお、「地下電線その他地下に設ける線類」に係る占用料については、改正はございません。

次に、法第32条第1項第2号に掲げる物件のうち、「外径が0.07メートル未満のもの」の占用料「18円」を「22円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

2ページをご覧ください。

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設については、「850円」を「1,000円」に、同条同項第5号に掲げる施設のうち「上空に設ける通路」については、「430円」を「450円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

次に、同条同項第6号に掲げる施設のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」に係る占用料については、改正はございません。「その他のもの」については、「87円」を「90円」に改めるものであります。

次に、道路法施行令第7条第1号に掲げる物件で、看板のうち「一時的に設けるもの」については、「87円」を「90円」に改め、以下の物件についても、改正額は表に記載したとおり改めるものであります。

3ページをご覧ください。

「政令第7条第2号に掲げる工作物」については、「850円」を「1,000円」に改めるものであります。

次に、「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料」については、「87円」を「90円」に改めるものであります。

議案本文に戻っていただきまして、4ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、令和8年4月1日から施行したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号「会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改正したいというものであります。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正による使用料の額の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、別紙参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表をご覧ください。右の「旧」が改正前、左の「新」が改正後であり、下線部分が改正箇所であります。

1ページをご覧ください。

別表（第10条関係）中、「電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、広告塔、街灯その他こ

れらに類するもの」のうち、「第1種電柱」の使用料「480円」を「570円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

なお、「地下電線その他地下に設ける線類」に係る使用料については、改正はございません。

次に、「水管、ガス管その他これらに類するもの」のうち、「外径が0.07メートル未満のもの」の使用料「18円」を「22円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

2ページをお開きください。

「橋りょう、栈橋又は通路敷地」に係る使用料については、改正はございません。

次に、「露店、商品置場その他これらに類するもの」のうち、「祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの」に係る使用料については、改正はございません。

「その他のもの」に係る使用料「87円」を「90円」に改めるものであります。

次に、「看板、標識、旗ざお、幕その他これらに類するもの」のうち、「看板」を「一時的に設けるもの」に係る使用料「87円」を「90円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

3ページをご覧ください。

「太陽光発電設備及び風力発電設備」に係る使用料については、改正はございません。

次に、「工事用施設及び工事用材料、仮設建築物」に係る使用料「87円」を「90円」に改め、以下、改正額は表に記載したとおりであります。

なお、「産出物の採取」に係る使用料については、改正はございません。

議案本文に戻っていただきまして、4ページをご覧ください。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行したいというものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午前11時03分）

再開を11時15分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前11時15分）

続いて、議案第13号及び議案第14号について説明を求めます。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議案第13号「会津坂下町過疎地域持続的発展計画」について、ご説明申し上げます。

会津坂下町過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

会津坂下町過疎地域持続的発展計画は、令和3年度から令和12年度の10年間の時限立法である過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を根拠法令とし、現行の過疎計画の計画期間5年間で今年度、令和7年度で終了し、令和8年度から令和12年度の5年間で計画期間とする後期分の計画として位置づけられる計画となります。

本町は、人口減少対策（過疎対策）を令和7年度から施行した第六代会津坂下町振興計画後期基本計画の重点施策に位置づけていることから、既に過疎対策の基本方針は定められているものとし、それを具現化する事務事業も実施計画に計上してございます。

そのため、今回の計画策定は、現行の過疎計画を一新するものではなく、振興計画後期基本計画との整合及び実施計画との整合性を図り、データとしての数値の見直し、現在の社会情勢等に合わせた文言の改正をしたものであります。

それでは、計画書をご覧ください。

表紙の裏面、1ページ、2ページは目次であります。

1、基本的な事項から12、再生可能エネルギーの利用の促進まで、福島県が示す指針に沿って12の項目ごとに整理をいたしました。

次に、3ページからは、1、基本的な事項の（1）会津坂下町の概況であります。

続いて6ページをご覧ください。

ここからは、（2）人口及び産業の推移と動向であり、人口に関する表などを掲載しております。

次に8ページをご覧ください。

（3）行財政の状況であります。行政機構図や財政状況を示す表を掲載してございます。

次に11ページをご覧ください。

（4）地域の持続的発展の基本方針であります。振興計画後期計画に合わせ、①自ら学び、学び合う「ひとづくり」から、12ページの④一人ひとりがつながり、みんなで創る「しくみづくり」までを基本方針として定めました。

次に13ページは、（5）地域の持続的発展のための基本目標及び（6）計画の達成状況の評価に関する事項、（7）の計画期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。最後に（8）公共施設等総合管理計画との整合までを記載してございます。

次に14ページをご覧ください。

2、移住・定住・地域間交流の促進人材育成でございます。交流人口・関係人口・定住人口対策などを記載してございます。

16ページをご覧ください。

3、産業の振興であります。ここから21ページまで、農林業・地場産業・企業誘致・商業・観光、それぞれについて記載をしてございます。

次に22ページをご覧ください。

4、地域における情報化であります。デジタル技術の活用や情報の受発信について記載をいたしました。

次に24ページをご覧ください。

5、交通施設の整備、交通手段の確保であります。町道等の整備や公共交通対策について記載をいたしました。

26ページをご覧ください。

6、生活環境の整備であります。31ページまで、上下水道や消防施設、廃棄物処理等について記載をしています。

次に32ページをご覧ください。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進であります。37ページまで、児童福祉・障がい者福祉、高齢者福祉について記載しています。

38ページをご覧ください。

8、医療の確保であります。健康増進や健康診査・予防接種などについて記載しています。

40ページをご覧ください。

9、教育の振興であります。44ページまで、学校教育・生涯学習について記載しております。

次に45ページをご覧ください。

10、集落の整備であります。47ページまで、地域づくり推進事業等について記載しております。

48ページをご覧ください。

11、地域文化の振興等であります。文化財の保存・活用や町史編さんなどについて記載しております。

50ページをご覧ください。

12、再生可能エネルギーの利用の促進でございます。ゼロカーボン推進事業について記載しています。

次に、51ページから最終ページである62ページまでは、これまでご説明した各項目に記載しております事業計画の表を再掲として一覧で表示しております。

なお、本計画は、議決をいただいた後に公表させていただき、福島県及び総務省に提出することとなっております。

以上、会津坂下町過疎地域持続的発展計画の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号「令和8年度会津坂下町一般会計予算」について、ご説明いたします。

令和8年度会津坂下町一般会計予算は、次に定めるところによるものです。

第1条（歳入歳出予算）は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ85億2,000万円と定めるところによるものです。

第2項は、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるとするものです。

第2条（債務負担行為）は、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるとするものです。

第3条（地方債）は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるとするものです。

第4条（一時借入金）は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6億円と定めるとするものです。

第5条（歳出予算の流用）は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項の間の流用について定めるとするものです。

初めに、令和8年度の当初予算編成に当たって申し上げます。物価高騰や人件費増加への対応をはじめ、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画で示す「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」の実現に向け、本年度策定の実施計画に基づき、各種政策・施策に取り組んでいくための予算編成といたしました。また、住民のニーズに的確に応えつつ、安定的な財政運営を行っていくために、引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

資料としまして、別紙において「令和8年度一般会計当初予算参考資料」を作成いたしましたので、参考としてご覧いただきたいと思います。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第2表債務負担行為は、新たに設定する案件は2件でございます。まず、国営会津北部農業水利事業に係る負担金補助の期間は、令和9年度から令和24年度までであり、限度額は105万1,000円であります。次に、国営会津南部農業水利事業に係る負担金補助の期間は、令和9年度から令和24年度までであり、限度額は3億2,097万1,000円であります。

7ページをご覧ください。

第3表地方債は、県職員住宅除却事業から8ページの社会教育施設等整備事業まで14件、総額2億8,100万円となっております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

そのうち起債額の7割が交付税措置される過疎対策事業債は、7件で総額1億1,500万円となっております。そのうち過疎ソフト分は2件で4,200万円であり、新過疎法移行の経過措置による過疎ソフトの上限額に対応してございます。

なお、国の令和8年度地方債計画では、過疎債の総額は200億円増額しているものの、その増額分は全てハード分の拡充であり、ソフト分の上限額は、令和8年度までの経過措置により全ての市町村で年々減少いたします。

地方債の事業内容は、県職員住宅除却事業は、県職員住宅解体工事で1億1,000万円、「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業は、地域振興施設の拡張工事で3,000万円、地域コミュニティセンター整備事業は、広瀬コミュニティセンター駐車場の舗装工事で800万円、子育て支援事業は、私立保育所等施設型給付事業に関するソフト事業費分で1,700万円、会津西部斎苑整備事業は、火葬炉等修繕工事で400万円、ため池等整備事業は、湯沢ため池の測量設計で1,000万円、仲子山ため池の測量設計で500万円、県営老朽ため池等整備事業で100万円、町道改良整備事業は、町道の整備事業で1,300万円、橋梁整備事業は、長井橋橋梁補修工事で1,800万円、緊急浚渫推進事業は、準用河川の堆積土砂撤去工事で900万円、河川改修整備事業は、滝沢川等護岸整備工事で100万円。

8ページをご覧ください。

消防施設整備事業は、船窪・立川の消防ホース乾燥塔の設置で300万円、消防団指令車の購入で600万円、本名の消火栓設置で200万円、学校給食センター運営事業は、学校給食センターの調理・搬送業務で2,500万円、義務教育施設等整備事業は、坂下東小学校体育館のLED照明化工事で1,700万円、坂下中学校体育館のLED照明化工事の設計で100万円、社会教育施設等整備事業は、五浪美術記念館のLED照明化工事で100万円となります。

次に、歳入歳出予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

1、総括の歳入につきましては、1款町税から21款町債まで85億2,000万円であり、1億1,000万円の増となりました。

2ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款議会費から14款予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額となります。

財源内訳は、国県支出金が15億7,827万9,000円、地方債が2億8,100万円、その他特定財源が8億4,953万8,000円、一般財源が58億1,118万3,000円となりました。

3ページをご覧ください。

2、歳入についてご説明いたします。

1款1項1目町民税個人は、納税義務者数の増や米価高騰、賃金のベースアップにより4,100万円の増、2目法人は、登録法人件数の増や近年の株価増を考慮し、199万8,000円増の7,601万3,000円を計上いたしました。

2項1目固定資産税は、新築住宅の需要が継続していることやバイオマス発電所の操業開始などにより、5,700万円の増、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、国・県からの通知により8万2,000円の増となっております。

3項1目環境性能割は、令和7年度で制度廃止となりますが、2月、3月に購入された分については翌年度に納付されるため、2か月分で90万円を計上いたしました。

2目種別割は、13年を超える重課車両の増や、乗用車からの乗換えによる台数増などにより300万円の増となっております。

4ページをご覧ください。

1款4項1目町たばこ税は、喫煙者数の減や売上本数の減などにより、400万円減の

1億5,200万円を計上しました。

2款1項1目地方揮発油譲与税から5ページの9款1項1目地方特例交付金までは、国・県の予算編成資料及び令和7年度の交付実績を基に試算した額を計上いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、該当事業がないため全額減となっております。

6ページをご覧ください。

10款1項1目地方交付税の普通交付税は、国の令和8年度地方財政対策では、物価高、官公需の価格転嫁への対応や、当分の間税率、環境性能割廃止に伴う減収への対応などにより、地方交付税の総額は前年度比6.5%増となっております。本町では公債費の算定額が大幅な減となることから、前年度比2,886万円減の27億4,007万2,000円を計上いたしました。

特別交付税は、令和6年度決算を基に令和8年度に増減が見込まれる経費を試算し、3,292万6,000円の増、震災復興特別交付税は、震災・原発対応事業分に係る地方税の減収見込額の減により、92万8,000円の減となっております。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、交付実績により35万8,000円の減。

12款1項1目農林水産業費分担金は、富川頭首工及び八方頭首工の整備事業に係る分担金で、4万4,000円の増、2目土木費分担金は、空き家の緊急安全代行措置を実施した場合の受益者分担金で、前年同額でございます。

3目災害復旧費分担金は、単独災害の受益者分担金で、42万8,000円の減となっております。

2項1目総務費負担金は、会計年度任用職員及び再任用職員の雇用保険料に係る負担金で、24名分23万円を計上しました。

2目民生費負担金、1節老人福祉施設入所費負担金は、入所者数の増により74万8,000円の増となっております。

7ページをご覧ください。

2節児童福祉費負担金は、保育所入所者の減や放課後児童クラブ利用者の減などにより、286万1,000円の減となっております。

3目衛生費負担金、会津西部斎苑管理運営連絡協議会負担金は、管理運営委託と火葬炉及び施設修繕等に係る負担金で、37万4,000円の増、坂下厚生総合病院救急医療等体制支援負担金は、救急医療及び小児医療について病床数に応じ負担しているもので、特別交付税措置が8割、残った2割を1市3町2村で負担しているものでございます。令和8年度から西会津町が参加し1市4町2村となったことや、公定価格の見直しによる増などにより、116万4,000円の増となっております。

4目教育費負担金は、小学校給食費の無償化に伴う学校給食分の減などにより、2,548万3,000円減の8,041万9,000円を計上いたしました。

13款1項1目総務使用料は、庁舎及びコミュニティセンター使用料で、実績見込みにより前年同額といたしました。

2目民生使用料は、保育所及び子育てふれあい交流センター等の使用料で、前年と同

額でございます。

8ページをご覧ください。

3目衛生使用料は、火葬炉使用料で、過去3年間の平均から585件分を見込み、54万1,000円の増。

4目農林水産業使用料は、農畜産物処理加工施設使用料などで、前年度の使用実績により2万1,000円の減。

5目商工使用料は、前年と同額でございます。

6目土木使用料は、町営住宅入居戸数の減による住宅使用料減や、道路占用料の前年実績に基づく減などにより248万1,000円の減。

7目教育使用料は、幼稚園の預かり保育料、特別預かり保育料の減により17万5,000円の減となっております。

9ページをご覧ください。

13款2項1目総務手数料は、納税証明書、戸籍、住民票などの交付手数料で、実績見込みから31万9,000円の減。

2目衛生手数料は、ごみ袋の販売手数料の減などにより15万8,000円の減。

3目農林水産業手数料は、前年と同額でございます。

4目土木手数料は、屋外広告物申請手数料の増により14万8,000円の増。

10ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金は、障がい福祉サービスの利用者増などにより、1,172万5,000円増の4億7,575万8,000円を計上しました。

1節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、重度訪問介護の利用増などにより933万5,000円の増、障害児施設給付費等負担金は、利用者、利用件数の増により764万5,000円の増。2節児童手当負担金は、給付対象者の減により1,072万円の減。3節未熟児養育医療費負担金は、前年と同額でございます。

4節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の増により569万2,000円の増、子育てのための施設等利用給付交付金は、認可外保育施設利用の増により11万9,000円の増。5節低所得者保険料軽減負担金は、低所得段階人数の減により3万8,000円の減となっております。

2項1目総務費国庫補助金は、地域経済循環創造事業交付金の全額減などにより、4,156万円減の1,281万7,000円を計上しました。

1節社会保障・税番号制度整備費補助金の社会保障・税番号制度補助金は、マイナンバーカードの交付事務や戸籍システムの振り仮名通知に係る補助金で、振り仮名通知事務の完了により928万円の減。2節地域未来交付金は、デジタル技術を活用した地方活性化や行政・公的サービスの効率化などを推進するための補助金で、105万3,000円を計上しました。

2目民生費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増などにより、8,947万9,000円増の2億896万7,000円を計上しました。

1節障がい者福祉費補助金は、障がい者が自立した日常生活ができるよう支援する事

業に係る補助金で、232万8,000円の増。2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、補助対象経費の増により344万7,000円の増、乳児等通園支援事業補助金は、家庭保育中の子供の保育施設等の利用に係る補助金で、令和8年度からの新規事業でございまして、27万円の全額増となりました。

11ページをご覧ください。

3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、推奨事業メニュー分で1億7,388万9,000円を計上しました。ばんげ応援商品券や水道料基本料金の減免、未給水地区等世帯への給付金事業で活用をいたします。

3目衛生費国庫補助金は、79万1,000円減の920万7,000円を計上しました。循環型社会形成推進交付金は合併浄化槽設置に対し補助するもので、前年と同額、妊婦のための支援給付費補助金は、自治体間情報連携に係るシステム改修の完了で40万6,000円の減、母子保健衛生費補助金は、産婦や1か月児及び5歳児の健康診査事業で1万6,000円の増、妊婦のための支援給付交付金は、前年と同額となっております。

4目土木費国庫補助金は、公園通り線歩道整備工事の完了などにより、2,611万2,000円減の5,157万7,000円を計上しました。

1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は、除雪事業における交付金などで前年と同額、道路メンテナンス事業費補助金は、交付割合の減により255万8,000円の減。2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は、古町川尻住宅6号・8号棟の給水等設置工事などで、2,400万円を計上しました。

5目教育費国庫補助金は、地域未来交付金の全額増などにより130万8,000円増の1,537万1,000円を計上しました。

1節教育総務費補助金の医療施設運営費等補助金は、フッ化物洗口に対する補助上限の変更により2,000円の増、歯科健診は、秋季歯科健診に対する補助金で、事業費の増により16万1,000円の増。2節小学校費補助金及び3節中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は、対象者の増や物価高騰による増により26万6,000円の増。4節社会教育費補助金の文化財調査活用事業補助金は、文化財保存活用地域計画策定に係る補助金で、82万7,000円の増となっております。5節地域未来交付金は、デジタル技術を活用した地方活性化や行政・公的サービスの効率化などを推進するための補助金で、72万6,000円を計上しました。

3項1目総務費国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金の増により31万8,000円の増となっております。

12ページをご覧ください。

2目民生費国庫委託金は、基礎年金等事務費交付金が制度改正に伴うシステム改修で26万円の増、特別児童扶養手当事務費交付金が1万円の増となっております。

15款1項1目総務費県負担金は、県民税徴収取扱費で104万円の増。2目民生費県負担金は、障がい者福祉費負担金の増などにより、1,198万6,000円増の2億6,328万4,000円を計上しました。

1節社会福祉費負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料率改定や子ど

も・子育て支援金の開始により795万8,000円の増。2節障がい者福祉費負担金の自立支援給付費等負担金は、重度訪問介護の利用増などにより451万3,000円の増、障害児施設給付費等負担金は、利用者・利用件数の増により382万3,000円の増となっております。

3節国民健康保険基盤安定負担金は、保険税軽減分の減により399万3,000円の減。5節児童手当負担金は、対象児童の減により111万3,000円の減。7節児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費は、公定価格の増により94万円の増となっております。

13ページをご覧ください。

2項1目総務費県補助金は、みらいを描く市町村等支援事業補助金の減などにより、444万9,000円減の4,484万3,000円を計上いたしました。

2節市町村生活交通対策事業運行費補助金は、前年度実績により32万6,000円の減。6節地域少子化重点推進交付金は、結婚新生活を支援するもので、91万円の増。7節みらいを描く市町村等支援事業補助金は、見明山の利活用及び移住定住推進事業の減により531万3,000円の減。8節空き家対策総合支援事業補助金は、空き家改修に係る補助金が増になるものの件数の減により40万円の減となっております。9節ICT推進市町村支援事業補助金は、先端的な情報通信技術を活用した住民サービスの向上や、業務効率化等の推進に係る補助金で、会議録作成支援システム導入により65万5,000円を計上いたしました。

2目民生費県補助金は、地域生活支援事業補助金や子ども・子育て支援交付金の増などで、178万8,000円増の8,215万4,000円を計上しました。

1節障がい者福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、給付額の増により116万4,000円の増となっております。2節老人福祉費補助金の介護職員初任者及び実務者研修補助事業補助金は、実績により30万円の減。

14ページをご覧ください。

3節児童福祉費補助金の子どもの医療費補助金は、小学4年生から18歳までの医療費の補助で、1人当たりの医療費の減により84万6,000円の減、子ども・子育て支援交付金は、補助対象の増により180万4,000円の増となっております。4節社会福祉費補助金は、特別弔慰金に係る事務費が補助されるもので、2万5,000円を計上いたしました。

3目衛生費県補助金の健康増進事業費補助金は、事務費の減などにより44万7,000円減の310万1,000円を計上しました。

4目農林水産業費県補助金は、農村地域防災減災事業補助金の減などにより、998万9,000円減の3億2,887万円を計上しました。

1節農業費補助金で増減のあった主なものは、農業次世代人材投資事業補助金が、交付対象者の減により180万円の減、地域担い手育成支援事業補助金は、事業要望の増により1,471万円の増、農村地域防災減災事業補助金は、蟹沢ため池の廃止に係る事業費の減により1,749万円の減、産地パワーアップ事業補助金は、要望件数は同じですが、総事業費の減により698万円の減となります。

15ページをご覧ください。

新規就農者育成総合対策事業補助金は、新規就農者に3年間給付金を給付するもので、

対象者の増により150万円の増となっております。

5 目教育費県補助金は、小中学校のG I G Aスクール端末の更新完了で3,945万3,000円の減、令和8年度より公立小学校児童分の給食費が全額国・県負担となることから、給食費負担軽減交付金で3,289万円の全額増となっております。商工費県補助金は、地域商業環境づくり支援事業補助金を活用した事業の終了により全額減、土木費県補助金は、木造住宅耐震診断促進事業補助金の申請がないため全額減となっております。

3 項1 目総務費県委託金は、参議院議員通常選挙費委託金や国勢調査交付金の全額減などにより、1,134万円減の1,499万5,000円を計上いたしました。

2 目民生費県委託金は、前年と同額でございます。

16ページをご覧ください。

3 目衛生費県委託金は、前年と同額でございます。

4 目農林水産業費県委託金は、河川樋門管理委託金で、最低賃金の増により4万5,000円の増。

5 目土木費県委託金は、消融雪施設清掃業務委託金や道路除草委託金の労務単価増により66万7,000円の増。

6 目教育費県委託金は、スクールソーシャルワーカー派遣の委託金で、前年と同額でございます。

16款1 項1 目財産貸付収入は、旧糸桜里の湯ばんげの土地建物貸付料などで、前年と同額でございます。

2 目利子及び配当金は、金利上昇により525万4,000円の増となっております。

17ページをご覧ください。

16款2 項1 目不動産売払収入及び2 目物品売払収入は、存目でございます。

17款1 項1 目一般寄附金は、前年と同額でございます。

2 目ふるさと納税寄附金は、近年の寄附額実績から、前年同額の4億5,000万円を計上いたしました。

18款1 項1 目財政調整基金繰入金は、前年度の一般寄附金や、ふるさと納税寄附金から経費等を除いた分、昨年追加交付された普通交付税をばんげ応援商品券事業に活用するため繰り入れするもので、227万円増の2億6,240万6,000円を計上いたしました。寄附金分については、保育所・幼稚園・小中学校・子育て交流センターの備品購入や地域づくり推進事業、只見線利活用促進事業、子育て支援事業などに活用してまいります。

18ページをご覧ください。

2 目行政センター建設整備基金繰入金は、新庁舎建設事業の財源として繰り入れするもので、7,117万1,000円増の8,058万円を計上いたしました。

3 目廃棄物処理施設整備基金繰入金は、家庭系ごみ処理手数料を基金に積み立てし、廃棄物再資源化事業・廃棄物減量化事業、環境センター積立金負担金の財源として繰り入れするもので、前年同額の1,200万円を計上いたしました。

4 目減債基金繰入金は、令和6年度の普通交付税の追加交付分のうち、積み立てした臨時財政対策債償還基金費分を臨時財政対策債の償還財源として繰り入れするもので、

1,301万2,000円を計上しました。

5目福祉基金繰入金は、コミュニティバスの購入及び運行委託経費等の財源として充当するもので、1,462万9,000円を計上しました。

6目公共施設整備基金は、東小学校体育館LED化工事及び旧県職員住宅解体工事の財源として繰り入れするもので、1,543万円を計上しました。

7目湯川・会津坂下地域振興施設整備基金繰入金は、道の駅事務室の移転工事の財源として繰り入れするもので、300万円を計上いたしました。

8目森林環境基金繰入金は、塔寺いこいの森周辺活用整備事業などの財源として繰り入れするもので、58万2,000円を計上しました。

19款1項1目繰越金は、令和7年度予算執行見込みにより、前年同額の1億4,000万円を計上しました。

20款1項1目延滞金は、実績見込みに合わせ、50万円の減の100万円を計上しました。

2目加算金及び19ページ、3目過料は存目でございます。

2項1目町預金利子は、前年と同額でございます。

3項1目滞納処分費は、存目でございます。

2目弁償金は、実績により2,000円減の6万3,000円を計上しました。

3目違約金及び延納利息は、存目です。

4目雑入は、1億7,013万8,000円減の2,983万6,000円を計上しました。事業完了による全額減は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業補助金1億6,201万3,000円、袋原大橋長寿命化点検業務喜多方市負担金834万円となります。

20ページをご覧ください。

増減の主なもの、後期高齢者健康診査委託料が受診者増により39万円の増、福島県後期高齢者医療広域連合保険者インセンティブ交付金が、制度見直しにより20万5,000円の減となっております。

21款町債については、第3表地方債でご説明したとおり、令和8年度は臨時財政対策債の発行はございません。町債の総額は6,300万円増の2億9,400万円となり、特殊事情分を除いた町債の総額は2億4,500万円であります。町債は、安定的な財政運営のため、臨時財政対策債や町の裁量の及ばない事業、災害発生等の特殊事情を除き毎年度の起債上限を3億円以内とし、財政健全化を図ってまいります。

歳入のご説明は以上となります。

◎議長（赤城大地君）

昼食のため休議といたします。

（午後0時00分）

再開を午後1時といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午後 1 時00分)

引き続き説明願います。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（赤城大地君）

長谷川政策財務課長。

◎政策財務課長（長谷川裕一君）

歳出のご説明に入ります前に、歳入のご説明の中で私の説明した金額に誤りがございましたので、ここで訂正をさせていただきたいと思います。

20ページ、21款町債の部分での説明でございます。正しくは、町債の総額は5,000万円増の2億8,100万円となり、特殊事情分を除いた町債の総額は2億3,200万円でありますという説明が正しゅうございました。大変申し訳ございませんでした。

それでは、説明に移らせていただきます。

22ページをご覧ください。

3、歳出について、ご説明いたします。

1款1項1目議会費は、職員の配置換えによる減や議長車の所管替えによる減などにより、207万9,000円減の9,998万3,000円を計上しました。なお、全額減となりますのは、燃料費13万8,000円、修繕料17万円、自動車損害保険料6万1,000円となります。

1節の議員報酬は前年同額でございます。2節は、職員の配置換えにより96万1,000円の減。3節は、議員期末手当が22万3,000円の増。4節は、負担率の減により91万7,000円の減。8節の特別旅費は、マイクロバス代を賃借料としたことにより56万3,000円の減となっております。

23ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費の減や共済費の負担率の減、複合機入替えによる印刷単価の減などにより、408万3,000円減の9億4,195万4,000円を計上しました。なお、全額減は町政70周年記念式典事業の完了により、イベント協力報償金3万円、式典記念品30万円、看板作成3万円、その他は、ふるさと納税PR委託80万円となります。

1節の情報公開及び個人情報保護審査委員会委員は、開催予定の有無にかかわらず毎年度計上することとしたため1万6,000円の全額増。2節は、職員の人件費増などで255万9,000円の増。3節は、職員及び会計年度任用職員の期末・勤勉手当の増により523万円の増。

24ページをご覧ください。

4節は、職員共済組合負担金の負担率の減などにより、477万2,000円の減となっております。

25ページをご覧ください。

10節は、印刷製本費が印刷単価の減により505万7,000円の減。11節の運送料は、ふるさと納税返礼品分で144万円の増。

26ページをご覧ください。

12節の庁舎宿直は、労務単価の増により133万円の増、職員検診等は対象者の増や労務単価の増により56万8,000円の増となります。13節の有料道路通行料は、利用実績に基づき21万3,000円の増であります。

27ページをご覧ください。

印刷機械賃借料は、複合機入替えによる印刷単価の減で80万7,000円の減、エアコン賃借料は、初年度に設置に係る経費も含まれていた設置経費の減により123万1,000円の減。

14節は、坂下駅前駐輪場に2台防犯カメラを設置するもので、24万4,000円を計上しました。18節は、両沼地方町村会負担金の減などにより12万8,000円の減となります。

2目文書広報費は、印刷製本費のページ単価の増などにより41万8,000円増の577万9,000円を計上しました。

28ページをご覧ください。

3目財政管理費は、補助金制度審議会の委員報酬の全額減や印刷製本費の減などにより、8万8,000円減の293万6,000円を計上しました。

4目会計管理費は、振込手数料の実績に基づく減などにより、175万円減の683万7,000円を計上しました。

5目財産管理費は、県職員住宅解体工事の増などにより、1億3,340万2,000円増の4億1,776万円を計上しました。なお、全額減は、旧坂下高校校長校舎跡地の測量設計が71万2,000円、旧県職員住宅解体工事に係る実施設計253万円、同じく解体工事に係るアスベスト調査8万8,000円となります。

12節の不動産鑑定は、役場跡地の地域振興施設用地の確保を進めるため、368万7,000円の全額増、廃棄物処理は、子育てふれあい交流センターの変圧器などのPCB含有分析や処分、497万2,000円の全額増となります。

29ページをご覧ください。

14節は、旧県職員住宅解体工事で1億2,302万6,000円の全額増。24節の行政センター建設基金の元金は、ふるさと納税寄附金のうち、庁舎建設分と町長おまかせ分から経費を引いた分を積み立てするもので、6,750万円を計上しました。財政調整基金の元金は、ふるさと納税寄附金のうち、行政センター建設整備基金への積立分を除いた分や一般寄附分などを積み立てるもので、1億5,779万8,000円を計上しました。基金利子は金利の上昇により増額となっております。

6目企画費は、コミュニティバス運行委託や道の駅負担金、高校生等通学定期券購入助成金の増などで4,985万円増の2億2,018万4,000円を計上しました。

2節及び3節は、各コミュニティセンターの会計年度任用職員人件費で、187万9,000円の増となります。

30ページをご覧ください。

10節の電気料は、前年度実績に基づき62万4,000円の減、施設修繕は、金上・川西・八幡コミュニティセンターの修繕完了などで156万6,000円の減、自動車修繕は、コミュ

ニティバスの修繕などで35万8,000円の増となっております。11節の郵便料は、住民満足度調査に係る郵便代などで、31万8,000円を計上しました。電話料は、前年度実績に基づき59万4,000円の減、路線バス乗車券は、利用者増により12万円の増となっております。12節のコミュニティバス運行委託は昨年10月から実施しており、今年度より1年間の運行となるため597万3,000円の増、なお、福祉基金を活用し運行してまいります。

31ページをご覧ください。

13節のレンタルスペース賃借料は、地域活性化を図るため、若者の居場所づくりのためのレンタルスペース賃借料で、前年同額、印刷機械賃借料は、複合機の所管変更により80万8,000円の減。14節は、金上・川西・高寺コミュニティセンターの空調機器取付工事や広瀬コミュニティセンターの駐車場舗装工事で1,079万4,000円の全額増。17節はコミュニティバスの購入費で、490万2,000円を計上しました。なお、福祉基金を活用し購入いたします。18節の市町村生活バス路線運行負担金は、令和7年度の実績から296万3,000円の減となります。

32ページをご覧ください。

会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は60万7,000円の増、「人の駅・川の駅・道の駅」推進事業負担金は、施設修繕や事務室移転工事などにより3,134万5,000円の増、高校生等通学定期券購入助成金は、公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し通学定期券購入費の一部を助成するもので、1,034万7,000円を計上しました。

7目交通安全対策費は、交通教育専門員の交代による被服等の増や道路反射鏡等工事の減などにより、17万3,000円減の378万5,000円を計上しました。

33ページをご覧ください。

8目電算管理費は、基幹システムの標準化業務完了などにより1億3,836万3,000円の減となります。

10節の印刷製本費は、納税通知書などの帳票単価の増により270万2,000円の増。11節の電話料は、標準化システム稼働に伴うガバメントクラウドの利用料の増などにより404万3,000円の増。12節の電子計算機器保守点検は、システム標準化導入に係る業務の減などにより935万円の減、地方公共団体情報システム標準化業務は、システム標準化移行作業の完了で1億4,114万8,000円の減、文書管理支援業務委託は、新庁舎建設に向け紙媒体の書類整理や文書管理ルールの策定支援などで、365万円を計上しました。

34ページをご覧ください。

13節のライセンス使用料は、議事録作成支援システムや公式LINE構築に係るシステム使用料などで482万9,000円の増。18節の地方公共団体情報システム機構負担金は、次期システムの設計構築分の減などにより410万6,000円の減となります。

9目過疎対策費は、婚活イベント等の減や空き家改修等支援事業補助金の減などで117万1,000円の減の6,451万1,000円を計上しました。

1節及び4節は地域おこし協力隊の人件費で、前年同様4名分とし、1,106万8,000円を計上しました。10節の印刷製本費は、移住パンフレットの作成で25万6,000円を計上しました。

35ページをご覧ください。

11節の誌面掲載広告料は、海老名サービスエリアなどに設置する「わお！マップ」への広告掲載料で、13万2,000円を計上しました。

12節の婚活イベント等は、イベントを宿泊から日帰りでの実施に変更したため、146万3,000円の減。13節の自動車借上料は、令和8年採用予定の地域おこし協力隊が使用する公用車の借上料などで44万円の増。18節の地域おこし協力隊活動支援補助金は、令和8年採用予定の隊員分などで64万円の増、空き家改修等支援事業補助金は、前年度の実績に基づき90万円減となります。

36ページをご覧ください。

10目新庁舎建設費は、新庁舎建設の基本設計に係る業務委託などで、7,089万7,000円増の8,082万9,000円を計上しました。

2項1目税務総務費は、1,637万3,000円増の8,204万5,000円を計上しました。なお、全額減となりますのは、軽自動車税環境性能割徴収取扱交付金の科目変更により28万8,000円となります。

2節及び3節は職員2名の増分で、1,261万5,000円の増。7節の報償金は、納税組合数の減少により8万7,000円の減となります。

37ページをご覧ください。

12節のシステム改修業務は、国税連携システムの定型照会対応に係る改修や納税通知書の電子化に係る対応などで、390万9,000円の増。18節の地方税共同機構負担金は、共同収納の利用実績により44万3,000円の増となります。

2目賦課徴収費は、固定資産評価替えに係る固定資産標準等鑑定評価業務の減により、1,238万6,000円減の603万2,000円を計上しました。

11節の振替手数料は、口座振替を依頼する際のDVD持込手数料及び口座振替データの伝送サービス利用料の増などにより13万8,000円の増、軽自動車税環境性能割徴収取扱手数料は、科目及び名称変更により27万5,000円を計上しました。なお、令和7年度末で制度は廃止されますが、前年度に県が徴収した手数料を翌年度に支払うため、令和9年度まで手数料の支払いが必要となります。

38ページをご覧ください。

12節の固定資産標準等鑑定評価業務は、評価替えに係る事業の減により1,360万7,000円の減となっております。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、職員の配置換えによる人件費の減や戸籍システムの更改に伴う戸籍総合システムブックレス保守や賃借料の減などで、812万9,000円減の5,329万7,000円を計上しました。なお、事業等の完了による全額減は、戸籍総合システムブックレス保守委託306万2,000円、戸籍副本データ管理システム導入委託11万円、戸籍情報システム改修業務委託68万2,000円、戸籍振り仮名通知書作成業務委託270万5,000円、戸籍電算システムソフトウェア使用料231万円となります。

2節から4節は職員及び会計年度任用職員の人件費で、240万1,000円の減となります。

39ページをご覧ください。

11節の郵便料は、戸籍の振り仮名通知の減により124万1,000円の減。13節の戸籍クラウド使用料は、戸籍サーバーのクラウド化により940万1,000円の増、戸籍総合ブックレスシステム賃借料は、戸籍システム機器更改に係るもので、105万円を計上しました。

4項1目選挙管理委員会費は、59万4,000円増の611万8,000円を計上しました。

40ページをご覧ください。

2目選挙啓発費は、前年と同額でございます。

3目福島県知事選挙費は、11月11日任期満了に伴う福島県知事選挙費で、1,079万9,000円を計上しました。

41ページをご覧ください。

会津坂下町長選挙費は、令和7年6月1日執行の会津坂下町長選挙費で全額減、参議院議員通常選挙費は、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙費で、全額減となっております。

42ページをご覧ください。

5項1目統計調査総務費は、職員の人件費の減などで、85万1,000円の減。

2目総務統計費は、経済センサス調査業務の実施により200万1,000円の増。

3目教育統計費は、学校基本調査で、前年と同額でございます。

農林統計費は、農林業センサスの本調査終了により全額減、国勢調査費は、国勢調査の終了により全額減となっております。

43ページをご覧ください。

6項1目監査委員費は、監査委員の改選による報酬の増や需用費の増などにより、5万4,000円増の76万8,000円を計上しました。

3款1項1目社会福祉総務費は、後期高齢者医療療養給付費負担金の増などで、1,606万6,000円増の8億1,338万2,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、民生委員一斉改選による推薦会委員報酬11万4,000円、制度改正により出産育児一時金等繰出金200万円が全額減となります。

2節から44ページの4節までは職員及び会計年度任用職員の人件費で、178万1,000円の増。12節の民生委員活動費は、研修の減などにより80万3,000円の減、後期高齢者健康診査は、受診者の増により86万7,000円の増となります。

45ページをご覧ください。

18節の社協専門員設置負担金は、人件費の増により83万7,000円の増、後期高齢者医療療養給付費負担金は、過年度医療費の実績増により1,811万2,000円の増となっております。

27節の国民健康保険特別会計繰出金の財政安定化支援は、軽減対象者の減などにより1,150万4,000円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金の保険基盤安定繰出金は、軽減対象者の増などにより1,061万1,000円の増、介護保険特別会計繰出金の職員給与費等は、制度改正等に伴うシステム改修などにより、951万1,000円の増となっております。

2目障がい者福祉費は、自立支援給付費の増などで、3,415万3,000円増の4億2,543万6,000円を計上しました。なお、全額減は、事業完了により新しい障がい福祉サービ

スの開始に伴うシステム改修業務委託25万9,000円、障がい福祉業務総合支援ソフト導入支援委託5万5,000円となります。

46ページをご覧ください。

12節の基幹相談支援センター事業は、西会津町の加入による負担額の減で28万4,000円の減。19節の自立支援給付費は、重度訪問介護の増などにより1,867万円の増、障がい児給付費は、利用者・利用件数の増などにより1,529万円の増となっております。

3目老人福祉費は、長寿祝金や老人ホーム保護措置費の増などで、578万2,000円増の5,102万7,000円を計上しました。

47ページをご覧ください。

12節の一人暮らし世帯ごみ回収事業は、業務時間の減などにより32万1,000円の減。18節の介護職員初任者研修受講就労補助金は、実績に基づき30万円の減。19節の長寿祝金は、対象者の増により180万円の増、老人ホーム保護措置費は入所者数の1名増により480万4,000円の増となっております。

4目国民年金費は、法改正によるシステム改修などで、26万円増の29万1,000円を計上しました。

48ページをご覧ください。

5目臨時福祉給付費は、非課税世帯給付金やこども加算給付金の事業完了により、2,892万5,000円減の96万8,000円を計上しました。

18節の未給水地区等世帯生活支援給付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、未給水地区の300世帯、60事業所へ給付金を支給するもので、86万4,000円を計上しました。

2項1目児童福祉総務費は、職員の1名増及び会計年度任用職員の人件費の増などで979万2,000円増の7,451万9,000円を計上しました。

1節の保育補助から49ページの4節までは、子育てふれあい交流センター及びこども家庭センターの人件費で、637万7,000円の増。10節の電気料は、前年度の実績に基づき17万8,000円の増。12節の放課後児童健全育成事業は、人件費の増により121万2,000円の増、子育て短期支援業務は、対象人数の減により45万円の減となっております。

50ページをご覧ください。

14節は、寄附金を活用し、子育てふれあい交流センターに木製クライミングパネルを設置するもので、303万2,000円を計上しました。

2目児童措置費は、児童手当対象者の減により、1,294万5,000円減の2億3,988万円を計上しました。

3目母子福祉費の19節ひとり親家庭医療は、前年度実績により1万1,000円の減。

4目児童福祉施設費は、職員及び会計年度任用職員の減などで、1,300万7,000円減の3億408万3,000円を計上しました。

1節は、会計年度任用職員パートタイムの1名減により136万円の減。

51ページをご覧ください。

2節、3節は、保育所の職員及び会計年度任用職員フルタイムの人件費で、職員1名、

会計年度任用職員4名減により、2,009万円の減となっております。

10節の電気料は保育所の電気料で、27万9,000円の増。

52ページをご覧ください。

12節の給食業務は、食数の減により27万4,000円の減。14節の防犯カメラ設置は、安全対策のため設置するもので、5台分37万9,000円を計上しました。

53ページをご覧ください。

17節の一般用品は、日よけテント2基を購入するもので、38万9,000円を計上しました。調理機器は、電気スチームオーブンの入替えで183万7,000円を計上しました。18節の施設型給付費負担金は、公定価格の改正により797万2,000円の増となっております。

3項1目災害救助費は、存目でございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、救急医療等体制支援事業補助金の増などで、197万3,000円増の1億1,328万7,000円を計上しました。

2節、3節は職員の人件費で、52万4,000円の増。

54ページをご覧ください。

12節はシステム標準化に係る保守費用で、104万8,000円の増。18節の救急医療等体制支援事業補助金は、1床当たりの単価増により219万6,000円の増となっております。

2目予防費は、新型コロナワクチン接種者見込数の減などにより、322万円減の9,403万6,000円を計上しました。

7節の乳幼児健康診査は、委託から報償費に科目変更したため134万7,000円の増。

55ページをご覧ください。

12節の予防接種は、新型コロナワクチン接種者見込数の減により459万3,000円の減。13節の畜犬登録システム利用料は、犬を飼う際の登録や狂犬病予防接種履歴などの管理のため利用しているシステムが利用できなくなることに伴い新たなシステムを導入するもので、264万円を計上しました。18節の妊婦のための支援給付金は、令和6年繰越分の出産・子育て応援交付金の事業終了により60万円の減となっております。

56ページをご覧ください。

19節の妊婦にやさしい遠方出産支援は、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し交通費及び宿泊費の助成を行う事業で、令和8年度からは妊婦に対しても産後ケアなどを受ける際の交通費を助成対象としたため、10万4,000円の増となります。

3目環境衛生費は、杉区で実施する生活排水路整備の増などにより、19万2,000円増の1,138万6,000円を計上しました。

4目斎苑管理運営費は、火葬炉等補修工事の減やテレメーター工事の減などで、567万1,000円減の6,874万7,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、テレメーター工事488万8,000円となります。

57ページをご覧ください。

12節の会津西部斎苑管理運営は13万2,000円の減。14節の火葬炉等補修工事は106万7,000円の減。18節の会津西部斎苑運営連絡協議会負担金は、過年度の火葬炉等修繕工事の実績などにより54万8,000円の増となっております。

2 項 1 目塵芥し尿処理費は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の増などで、1,170万円増の2億4,588万2,000円を計上しました。

58ページをご覧ください。

7 節の資源ごみ回収は、実績により25万円の減。10節の施設管理用品は、区長会の要望により資源ごみ回収容器を更新するもので、実績により13万1,000円の減。11節の廃棄物収集・運搬手数料は、川ざらい汚泥収集の実績により18万2,000円の減。12節の資源物分別処理業務は、労務単価の増により11万7,000円の増、看板製作は、ペットマナー看板の作成などで11万8,000円の増。18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合基金積立は、マテリアルリサイクル施設の基金積立で、1,361万円を計上しました。

59ページをご覧ください。

5 款 1 項 1 目労働諸費は、会津地域雇用創造推進協議会負担金の減などにより、1万7,000円減の169万3,000円を計上しました。

6 款 1 項 1 目農業委員会費は、42万2,000円増の641万3,000円を計上しました。

1 節は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選により32万3,000円の増。10節の被服等は新しい農業委員の作業服等で、25万5,000円を計上しました。11節の電話料は、タブレット数の減により25万9,000円の減となります。

60ページをご覧ください。

2 目農業総務費は、職員の1名減などで、351万2,000円減の6,451万4,000円を計上しました。

61ページをご覧ください。

3 目農業振興費は、地域担い手育成支援事業補助金の増などで、721万5,000円増の1億5,904万8,000円を計上しました。

1 節は、鳥獣被害対策実施隊の出動報酬見直しにより120万円の増、2 節から 4 節は、会計年度任用職員の人件費で49万6,000円の増。

62ページをご覧ください。

17節の農林畜産機器は、緊急銃猟実施時に使用する記録用カメラや無線機、防護盾の購入で24万2,000円を計上しました。

18節の水田農業改革支援事業補助金は、農業再生協議会への補助金で、前年度実績により130万5,000円の減、農業次世代人材投資事業補助金は、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援するもので、対象者の減により180万円の減、新規就農者育成総合対策事業補助金は、新規就農者に3年間給付金を給付するもので、対象者1名増により450万円を計上しました。地域担い手育成支援事業補助金は、融資を受けることを条件に農業用機械の購入に係る補助金で、要望の増により1,471万1,000円の増、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金は、農業機械のリース導入等に係る補助金で要望の件数は同じですが、総事業費の減により698万円の減となります。

63ページをご覧ください。

4 目畜産業費は、預金利子の増などにより2,000円増の44万9,000円を計上しました。

5 目農地費は、ため池改修工事の減などで511万5,000円減の3億737万6,000円を計上

しました。なお、事業完了による全額減は、樋渡区の農道ガードレール修繕工事146万3,000円、二岐ダムなどの防災ダム事業28万4,000円、片門揚水機場ポンプ修繕補助金104万円、2節、3節は職員の配置換えにより352万7,000円の減となります。

64ページをご覧ください。

12節の水質検査は、未給水地区の井戸水の水質検査実施に伴い23万円を計上しました。基幹水利施設管理は、労務単価の上昇により37万8,000円の増、農道橋梁点検は、本名橋の5年に1回の法定点検で477万8,000円を計上しました。測量設計は、湯沢ため池・仲子山ため池の測量設計、手寺沢ため池廃止工事に係る積算業務で2,407万7,000円の増。

14節の農村公園遊具撤去工事は、農村公園遊具点検により危険と判定された上開津・三谷・船窪区の農村公園の遊具を撤去するため、90万5,000円を計上しました。ため池改修は、手寺沢ため池の廃止工事、湯沢ため池の排水工事で、4,770万3,000円を計上しました。

18節の農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金は、高寺揚水機送水管の更新工事に対する負担金で376万円の増となります。

65ページをご覧ください。

国営かんがい排水事業は、国営土地改良事業竣工に伴う償還開始による増で、472万6,000円を計上しました。農村未給水地区生活用水確保事業補助金は、前年度実績により29万円の減、多面的機能支払交付金事業補助金は、長寿命化事業の新規取組組織の増加に伴う補助金の増で、55万5,000円の増となります。

6目国土調査費は、地籍調査事務支援・管理システム機器保守点検の全額減により36万3,000円の減。

2項1目林業振興費は、大規模林道の路肩改修工事の減などで、57万円減の318万4,000円を計上しました。

66ページをご覧ください。

7款1項1目商工総務費は、職員1名増による人件費の増などで482万2,000円増の4,244万1,000円を計上しました。

67ページをご覧ください。

2目商工業振興費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ばんげ応援商品券配付の実施などにより、1億9,390万円増の2億6,620万5,000円を計上しました。なお、全額減は、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる民間事業者の初期投資費用を助成する地域経済循環創造事業補助金5,000万円、eスポーツコーナー運営委託77万円となります。

10節の啓発資材は、マンホールスタンプラリー達成者へのノベルティなどで53万8,000円の増、印刷製本費は、イベントチラシの種類や回数の減などで40万3,000円の減。

12節の町物産PRは、観光物産協会に委託している販売促進事業が観光費からの科目変更により150万円の増、ラッピング委託は、JR会津坂下駅のラッピング作業委託で285万7,000円を計上しました。商品券発送事業は、ばんげ応援商品券の封入・発送業務委託で、359万1,000円を計上しました。

13節のライセンス使用料は、漫画「クローズ」を活用したマンホールスタンプラリーのライセンス使用料などで、73万3,000円を計上しました。

14節の施設整備は、クローズマンホールの設置工事で144万8,000円を計上しました。
68ページをご覧ください。

18節の企業誘致補助金は、町内に工場等の新設、増設または移転を行う企業等に対して、納付された固定資産税相当額を奨励金として助成するもので、1件分、2,497万2,000円を計上しました。福島県信用保証協会信用保証料補助金は、前年度の実績により100万円の減、空き店舗改修事業補助金は、中心市街地の重点区間への出店について50万円を上乗せし、150万円の補助としたことなどにより300万円の増、ばんげ応援商品券補助金は、町民1人につき1万5,000円の商品券を配付するもので、2億916万円を計上しました。

3目観光費は、見明山周辺施設利活用調査等の減などで、774万4,000円減の4,630万3,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、見明山周辺施設利活用調査等654万5,000円、観光ガイドブックの翻訳委託24万4,000円となります。

10節の印刷製本費は、英語版・台湾版のガイドブックの減などにより95万円の減。
69ページをご覧ください。

12節の祭り・イベント事業運営等は、観光物産協会への委託となりますが、職員の人件費の増や物価上昇で109万8,000円の増、除草等維持管理は、見明山ゲレンデの除草で、作業回数の減により52万7,000円の減となっております。

8款1項1目土木総務費は、職員2名減による人件費の減により、1,094万8,000円減の2,862万7,000円を計上しました。

71ページをご覧ください。

2項1目道路維持費は、道路台帳整備の減などで、946万1,000円減の1億7,514万8,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、隔年で実施予定の道路台帳整備委託993万2,000円となります。

2節から4節は会計年度任用職員の人件費で、193万5,000円の増。10節の除雪用器材は、資材の高騰により116万2,000円の増となります。

72ページをご覧ください。

12節の測量設計は、2項道路のセットバック分に係る測量分筆登記で、労務単価の増により23万1,000円の増、除草等維持管理は、労務単価の増により77万9,000円の増となります。

2目道路新設改良費は、道路整備工事の減などで、2,760万円減の3,670万円を計上しました。

12節の測量設計は、見明東線の測量設計で540万円を計上しました。14節の道路整備工事は、阿賀川線の舗装等整備工事などで2,700万円を計上しました。

73ページをご覧ください。

16節の町道用地は、見明東線道路整備工事に伴う用地補償2筆分で、100万円を計上しました。

21節は、北裏通り線2本の電柱移転補償費、見明東線道路整備工事に伴う物件補償で、300万円を計上しました。

3目街路灯費は、街路灯修繕の減などで、15万9,000円減の1,837万5,000円を計上しました。

10節の電気料は、街路灯の電気料で17万5,000円の増、街路灯修繕は、前年実績により50万3,000円の減、18節の民有街路灯電気料補助金は、前年度実績により16万9,000円の増となっております。

4目防雪サブセンター管理費は、電気料の減などで、9万1,000円減の92万1,000円を計上しました。

5目橋りょう新設改良費は、長井橋の橋梁補修工事の増により、100万円増の4,900万円を計上しました。

12節の測量設計は、長井橋橋梁補修に係る工事費の再積算業務委託で100万円の増、道路橋点検業務は、橋梁定期点検により500万円を計上しました。

74ページをご覧ください。

14節は、長井橋の補修工事で4,300万円を計上しました。

3項1目河川総務費は、県委託の河川浄化業務の減により12万4,000円減の561万5,000円を計上しました。

2目河川維持費は、695万円減の1,745万円を計上しました。準用河川等堆砂除去は5か所を予定しており、925万円を計上しました。河川維持は、滝沢川等護岸整備、杉沢2号下流域水路整備で200万円の増となっております。

4項1目都市計画総務費は、職員1名の減により、264万円減の2,096万円を計上しました。

75ページをご覧ください。

2目土地区画整理費は、坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計繰出金の増により、2,008万8,000円増の1億5,326万9,000円を計上しました。

3目都市下水路費は、都市下水路3号・4号のゲート自動化工事に係る測量設計の減などにより、295万4,000円減の664万8,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、辰の川護岸補修工事130万円となります。

12節の測量設計は、都市下水路3号、4号の自動化に伴う積算業務及び実施設計委託の減で、265万1,000円の減となっております。

4目公園費は、施設管理等の労務単価増などにより、48万円増の5,135万7,000円を計上しました。

76ページをご覧ください。

12節の施設管理等は、都市公園管理の労務単価の増により16万5,000円の増、都市公園定期点検は、労務単価の増により16万9,000円の増となっております。

5目街なみ環境整備事業費は、電気料の減で1,000円減の5万4,000円を計上しました。

5項1目住宅管理費は、汚水漏えい対策として、汚水管清掃作業等の増などにより1,050万7,000円増の8,112万3,000円を計上しました。なお、木造住宅耐震診断は、申請

がないため120万円の全額減となります。

77ページをご覧ください。

12節の測量設計は、古町川尻団地6号・8号棟の給水設備等の改修に係る工事費の再積算業務で200万円を計上しました。汚水管清掃作業等は、令和7年度に発生した汚水漏えいの対策として実施するもので、古町川尻住宅1号から6号棟の清掃で、462万円を計上しました。14節の町営住宅改修工事は、古町川尻団地6号・8号棟の給水等の改修工事及びトイレ部品交換工事、新中岩田団地2号棟の換気扇改修工事で260万円の増。

18節の空き家解体補助金は、前年度の実績により、10件分、500万円を計上いたしました。

78ページをご覧ください。

9款1項1目非常備消防費は、会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金の増などで、546万2,000円増の3億5,914万9,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、Jアラート設備工事418万円となります。

1節の出動手当は、7年に1度の総合防災訓練の実施により35万8,000円の増。10節の被服等は、消防団幹部の交代による制服等の減で70万円の減。

79ページをご覧ください。

11節の無線免許更新手数料は、消防団用無線の免許更新で85万5,000円の増。18節の会津若松地方広域市町村圏整備組合負担金は、1,619万9,000円の増、県総合情報通信ネットワーク負担金は、災害時等に使用するネットワークの更新に係る工事負担金の減で、742万3,000円の減となります。

80ページをご覧ください。

2目消防施設費は、御池田消防屯所の建設工事の減などにより2,117万2,000円減の936万8,000円を計上しました。なお、屯所建設完了による全額減は、建築確認申請手数料2万7,000円、施工監理80万9,000円、屯所建設工事2,814万7,000円、上水道加入負担金9万9,000円となります。

14節の乾燥塔設置は、立川・船窪のホース乾燥塔設置で、316万8,000円を計上しました。17節の一般車両は、消防団指令車の購入で620万円を計上しました。

3目水防費は、水防経費は存目計上で、水防訓練に係る報償費などで6万6,000円を計上しました。

10款1項1目教育委員会費は、教育委員の研修旅費の減により5万7,000円減の98万3,000円を計上しました。

2目事務局費は、小中学校入学祝金の創設などにより、1,277万6,000円増の7,825万4,000円を計上しました。

1節は、学校教育アドバイザーの人件費の増で46万1,000円の増。2節及び81ページの3節は、職員の人件費で206万4,000円の増となっております。7節の講師・指導者・審判等は、人権教育の実施などにより35万5,000円の増となります。

82ページをご覧ください。

19節の入学祝金は、小学校88名、中学校103名を見込み、985万円を計上しました。

3 目子ども支援費は、職員の人件費増などで、294万6,000円増の6,485万7,000円を計上しました。

83ページをご覧ください。

2 項 1 目小学校費の学校管理費は、坂下東小学校屋根改修工事の減などにより、1,165万円減の8,166万円を計上しました。

10節の印刷製本費は、印刷機で行っていたカラー印刷を複合機での印刷に変更したため51万8,000円の増、電気料は、前年度実績により59万1,000円の増、施設修繕は、南小学校の内線電話工事や遊具塗装などで100万5,000円を計上しました。11節の遠距離通学用定期券等は、料金改定などにより27万円の増となります。

84ページをご覧ください。

12節の測量設計は、坂下南小学校特別教室のエアコン設置工事の設計業務で165万円を計上しました。特殊建築物定期報告は、毎年実施の検査と3年ごとの検査があり、令和8年度は3年ごとの検査も実施するため、36万2,000円の増となっております。

85ページをご覧ください。

13節のエアコン賃借料は、坂下南小学校の特別支援教室の増設により空調機をレンタルするもので、107万8,000円を計上しました。14節の施設整備は、坂下東小学校体育館のLED照明化工事で、1,940万4,000円を計上しました。

2 目教育振興費は、会計年度任用職員の人件費の増などにより637万円増の5,718万8,000円を計上しました。

1 節は、支援を必要とする児童の増加に伴い、特別支援教育支援員の1名増により568万6,000円の増。

86ページをご覧ください。

12節のデータ移行業務は、図書システムのデータ移行で、17万6,000円を計上しました。17節の計算機器類は、図書システムで使用するノートパソコン購入で、39万6,000円を計上しました。19節の就学援助費は、対象者見込みの減によりまして91万2,000円の減、特別支援教育就学奨励費は、対象者見込みの増により30万6,000円の増となっております。

3 項 1 目中学校費の学校管理費は、冷暖房保守点検の増や遠距離通学用定期券の増などにより、634万8,000円増の5,228万8,000円を計上しました。

87ページをご覧ください。

10節の印刷製本費は、印刷機で行っていたカラー印刷を複合機での印刷に変更したため62万6,000円の増、水道料は、前年度の実績により79万7,000円の減。11節の遠距離通学用定期券等は、対象者の増や料金改定などにより264万円の増となります。

88ページをご覧ください。

12節の測量設計は、中学校体育館のLED照明化工事に係る設計で、159万5,000円を計上しました。冷暖房保守点検は、前年度に空調機の故障が多発したことによる対応で、空調機137台の点検作業の増などで188万円の増となっております。

89ページをご覧ください。

2目教育振興費は、タブレット端末の更新完了による減などにより、6,173万3,000円減の5,294万8,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、教師用教科書及び指導書569万9,000円、タブレット端末購入6,367万9,000円となります。

12節の電算機器等設定委託は、小中学校のネットワークLANの入替で163万7,000円の増。13節のライセンス使用料は、パソコンの授業などで利用する授業支援ソフトのバージョンアップなどで114万9,000円の増、電子計算機器等賃借料は、小中学校のネットワーク機器更新に係るリース料の増などで376万6,000円の増となっております。

90ページをご覧ください。

19節の就学援助費は、対象者見込みの増により112万9,000円の増、特別支援教育就学奨励費は、対象者見込みは減っておりますが、学用品、給食費の増などにより22万6,000円の増となっております。

4項1目幼稚園費は、会計年度任用職員の人件費の増などで、906万4,000円増の2億3,285万7,000円を計上しました。

1節の幼稚園教諭から3節までは、職員及び会計年度任用職員の人件費で、職員1名減、会計年度任用職員1名増などにより831万2,000円の増となっております。

91ページをご覧ください。

10節の電気料は、前年度実績により10万5,000円の減、施設修繕は、坂下南幼稚園砂場の木柵改修工事などで22万5,000円の増となっております。

92ページをご覧ください。

12節の通園運転業務は、登園日数の増により10万5,000円の増、通園補助業務も日数の増により2万7,000円の増。14節の防犯カメラ設置は、安全対策のための設置であり、東幼稚園5台、南幼稚園6台設置で、80万9,000円を計上しました。

93ページをご覧ください。

5項1目社会教育総務費は、職員の人件費の減や婦人会補助金の全額減などで、744万2,000円減の2,826万3,000円を計上しました。

2節、3節は、職員の人件費で、1名減により723万9,000円の減となっております。

94ページをご覧ください。

2目公民館費は、報償費の増や公民館外側の軒天井修繕などにより、194万1,000円増の2,621万4,000円を計上しました。なお、事業完了による全額減は、大研修室のマイク・アンプ更新48万7,000円となります。

2節、3節は、図書司書の人件費で22万円の増。7節は、協働活動支援員の謝金増により88万4,000円の増。10節の電気料は、前年度実績により21万円の増、施設修繕は、公民館女子トイレの便器交換や非常灯の交換、公民館外側の軒天井修繕などで180万9,000円の増となっております。

95ページをご覧ください。

12節の夜間・休日管理は、労務単価の増により26万5,000円の増。13節のライセンス使用料は、図書システムのライセンスの減で16万2,000円の減となっております。

96ページをご覧ください。

3 目町史編さん費は、資料目録第11集の発刊の完了により印刷製本費36万円の減、令和10年発刊に向けた原始、古代の筆耕料30万6,000円の増などにより、108万5,000円を計上しました。

4 目埋蔵文化財発掘調査費は、会計年度任用職員の人件費の増などで、840万4,000円増の4,037万9,000円を計上しました。

1 節から 3 節は、会計年度任用職員の人件費で、811万9,000円の増。10節の事務用品は、高寺や塔寺大門遺跡の試掘に係る事務用品などで、22万4,000円の増となります。

97ページをご覧ください。

印刷製本費は、丈助橋遺跡報告書の減などにより41万8,000円の減。12節の測量設計は、大門遺跡試掘調査、大門遺跡遺構に係る測量などで157万3,000円を計上しました。

5 目指定文化財管理費は、文化財保存活用地域計画策定支援業務の減などで、229万3,000円減の1,197万1,000円を計上しました。

2 節及び 3 節は、会計年度任用職員の人件費で21万3,000円の増。

98ページをご覧ください。

12節の文化財保存活用地域計画策定支援業務は、調査整理業務等の減により、257万6,000円の減となっております。

99ページをご覧ください。

6 目美術館費は、五浪美術記念館の照明LED化工事などにより180万1,000円増の395万7,000円を計上いたしました。

100ページをご覧ください。

6 項 1 目保健体育総務費は、スポーツ振興事業委託の減などにより、30万3,000円減の2,565万7,000円を計上しました。

2 節、3 節は、職員及び会計年度任用職員の人件費で75万7,000円の増。7 節の講師・指導者・審判等は、寄附金を活用したスポーツ講演会の実施などで68万円を計上しました。10節の被服等は、ふくしま駅伝のチームジャケット更新で49万円を計上しました。

101ページをご覧ください。

12節のスポーツ振興事業は、市町村軟式野球及び市町村ソフトボールの委託で252万2,000円を計上しました。17節は、寄附金を活用し野球、ソフトボールなどの用具を購入するもので、81万8,000円を計上しました。

2 目学校給食費は、賄材料費や給食調理・搬送委託の増で、5,817万3,000円増の2億6,620万5,000円を計上しました。

2 節、3 節は、職員の人件費で280万1,000円の増。10節の調理用機材は、給食で使用する角仕切り皿の入替えなどで311万9,000円の増。

102ページをご覧ください。

電気料は93万5,000円の増、備品修繕は、IH回転釜の更新などで182万4,000円の増、賄材料費は、物価高騰により1,807万9,000円の増。12節の給食調理・搬送等は、人件費の高騰などで3,103万1,000円の増となります。

103ページをご覧ください。

11款 1 項 1 目農業施設災害復旧費は、小災害復旧工事が定期的に発生すると想定し、5 か所分200万円を計上しました。

2 目林業施設災害復旧費は、前年と同額となります。

104ページをご覧ください。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費は、土木施設の災害復旧工事費で、前年と同額でございます。

12款 1 項 1 目公債費の元金は、東小学校校舎や東幼稚園園舎整備などの償還が完了したことにより、1 億1,750万4,000円減の6 億5,893万1,000円を計上しました。

2 目利子は、911万5,000円増の2,681万1,000円を計上しました。繰替運用利子は、福祉基金の繰替運用から生じる利子分で21万6,000円を計上しました。

13款 1 項 1 目上水道事業会計支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道基本料金の減免に要する経費の減などにより、4,741万1,000円減の2,167万6,000円を計上しました。負担金は、消火栓布設等に要する経費の増により121万円の増、補助金は、水道基本料金の減免に要する経費などで、1,901万6,000円を計上しました。

2 目下水道事業会計支出金は、使用料で賄えない資本費補填分の増により、393万3,000円増の1 億6,291万2,000円を計上しました。負担金は、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費などで25万1,000円の減、補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る委任事務費や使用料で賄えない資本費補填分で、418万4,000円の増となっております。

105ページをご覧ください。

最後に、14款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出予算の調整により、527万3,000円減の2,300万8,000円を計上いたしました。

なお、106ページから115ページまでは給与費明細書になってございます。116ページは債務負担行為の支出額の見込み及び支出予定額等に関する調書、117ページは地方債の現在高の見込みに関する調書が記載してございますので、ご覧をいただきたいと思います。

説明は以上とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

休憩のため休議といたします。

（午後 2 時03分）

再開を 2 時15分といたします。

（休議）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後 2 時15分）

続いて、議案第15号から議案第17号まで説明願います。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議長、生活課長。

◎議長（赤城大地君）

五十嵐生活課長。

◎生活課長（五十嵐隆裕君）

議案第15号「令和8年度会津坂下町国民健康保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和8年度会津坂下町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,400万円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいとするものです。

第2条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとしたいとするものです。

第1号は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用、第2号は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用です。

初めに概要をご説明いたします。

平成30年度から県が示す標準保険税率を参考に各市町村が国保税の算定をしており、本町の税率は令和5年度から据置きとしております。令和8年度の仮算定税率との比較では、医療分が0.13%増、後期高齢者支援金分が0.39%増、介護保険分は0.04%減で、新たに子ども・子育て支援金分0.28%が追加され、税率全体では対前年度比で0.84%増となっております。また、賦課限度額は、令和8年度より医療分が1万円増、新たに子ども・子育て支援金分が3万円加わり、最大で計4万円引上げとなります。

なお、保険税率の統一を令和11年度に控えた移行調整期間にありますので、令和8年度の税率につきましては、国保基金を活用し被保険者の負担軽減を図ることを含め、国民健康保険運営協議会からのご意見も頂戴しながら考慮してまいりたいと考えております。

また、国民健康保険の被保険者数は年々減少してきている一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあり、高額療養費の自己負担限度額引上げやOTC類似薬、すなわち市販薬と有効成分や効能がほぼ同じで医師の処方箋が必要な医薬品の保険適用見直しが予定されているなど負担が増加する傾向にあります。被保険者のご理解を得られるよう適切に対応してまいります。

続いて、事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご

覧ください。

1 の総括としまして、まず歳入ですが、1 款国民健康保険税から 8 款諸収入まで、歳入合計を 17 億 4,400 万円としたいとするものです。前年度当初予算と比較し、1 億 5,220 万円の減となります。

2 ページをご覧ください。

次に歳出ですが、1 款総務費から 9 款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の 17 億 4,400 万円としたいとするものです。

財源内訳は、国県支出金が 12 億 1,440 万 3,000 円、その他特定財源が 6 万 3,000 円、一般財源が 5 億 2,953 万 4,000 円です。

3 ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2 の歳入ですが、1 款 1 項の国民健康保険税は、福島県の保険給付等に要する費用である国民健康保険事業費納付金を国保税で賄うというものです。

1 目一般被保険者国民健康保険税は 3 億 5,678 万 5,000 円で、前年度当初予算と比較すると 5,585 万 5,000 円の増となります。主な要因としましては、所得の伸びや県が示した標準保険料率を用いていることが挙げられ、基礎数値としまして、一般被保険者数を 3,154 人、国保世帯を 2,065 世帯、収納率を 94% と見込み算定いたしました。

今回算出した国保税につきましては、令和 7 年度の町民税の課税データを用いたもので、今後、令和 8 年度の町民税確定、国保運営協議会における税率の答申を受けて、本算定として 6 月の第 2 回定例会で予算額を補正する予定としております。

4 ページをご覧ください。

2 款 1 項の使用料、1 目保健使用料は、健康管理センターの使用料を前年度と同額を見込んでおります。

3 款 1 項の国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、2 目国民健康保険特別対策費補助金は、いずれも存目計上としております。

3 目子ども・子育て支援事業費補助金 503 万 3,000 円は、令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費等に関する補助金で、補助率は 10 分の 10 です。

4 款 1 項の県補助金、1 目保険給付費等交付金 12 億 936 万 7,000 円は、歳出の保険給付費の補填分及び保健事業費に係る補助です。

5 ページをご覧ください。

4 款 2 項財政安定化基金支出金は、存目計上としております。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金は、国保基金の利子分です。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、総務省が定める繰出基準に基づき 1 億 4,073 万円を一般会計から繰り入れするものです。

1 節保険基盤安定繰入金は、低所得者の税負担を軽減するもの及び国保税の軽減対象となった一般被保険者数に応じて国県から補填されるものを一般会計で受け入れ、これに町負担分を合わせて国保特会に繰り入れするものです。

2 節未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の国保税均等割分の 5 割を公費で軽減

するものです。これも、国県分を一般会計で受け入れ、国保特会に繰り入れするものです。

3節職員給与費等繰入金は、職員給与費や一般事務費などに係る分を繰り入れするものです。

4節産前産後保険税繰入金は、妊産婦の保険税の4か月分を軽減するものです。これも、国県分を一般会計で受け入れ、国保特会に繰り入れするものです。

5節財政安定化支援事業繰入金は、所得の少ない国保世帯が多いなどの理由により、国保財政に影響のある市町村について、国保財政の安定化及び国保税負担の平準化のために一般会計から国保特会に繰り入れるものです。

6節その他一般会計繰入金は、子供、妊産婦に係る医療費無料化分及び健康管理センター施設管理分等に係る繰入金です。

6ページをご覧ください。

6款2項1目国保基金繰入金は、存目計上としております。

7款1項は繰越金で、3,000万円を見込んでおります。

8款1項の延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金は、国保税の延滞金100万円を見込んでおります。

2目一般被保険者加算金及び3目過料は、存目計上としております。

8款2項預金利子、1目預金利子は、前年度と同額を計上しております。

7ページをご覧ください。

8款3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金は、第三者行為による怪我等で診療した請求分に係る損害賠償金、2目一般被保険者返納金は、保険給付費の返納金で、いずれも前年度と同額、4目特定健康診査等負担金は、過年度分の特定健康診査等負担金が発生した場合のもので、存目計上としております。

なお、前年度までは、3目に雑入として人間ドック個人負担分を計上しておりましたが、令和8年度から人間ドック事業を見直し、受診費用に対し一定額を助成する方法に変更する予定であり、歳入予算が生じないこととなることから計上しておりません。

8ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項総務管理費、1目一般管理費4,955万5,000円は、職員4人分とレセプト点検員1名分の人件費並びに国保事業の運営に必要な事務費等で、9ページの12節委託料には、子ども・子育て支援金制度開始に向けたシステム改修費用として503万3,000円等を計上しております。

2目連合会負担金186万9,000円は、被保険者数に応じて国保連合会に納入する負担金です。

1款2項徴税费589万円は、国保税の賦課に係る事務費等です。

1款3項運営協議会費52万8,000円は、国保運営協議会に係る経費で、10ページの8節旅費中、隔年で実施する視察研修の研修旅費分が増加しております。

1款4項趣旨普及費3万3,000円は、国保制度等の周知に係るパンフレット、チラシ等に係る費用です。

1 款 5 項収納率等特別対策事業費210万6,000円は、国保税の徴収に係る事務費等です。11ページをご覧ください。

2 款 1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費10億3,154万2,000円は、歳出全体の約6割を占めるものですが、被保険者数の減少や令和6年度の決算額を鑑み、前年度より1億585万6,000円の減としております。

2 目一般被保険者療養費は、一般被保険者の補装具やあんま、針、灸等の施術に係る保険者負担分、3 目審査支払手数料は、診療報酬明細書（レセプト）の審査に係る手数料です。

2 款 2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 1 億7,622万5,000円は、一般被保険者の自己負担分が所得区分に応じた一定額以上の高額となった場合に給付するもので、被保険者数の減少や令和6年度の決算額を鑑み、前年度より3,245万5,000円の減としております。

12ページをご覧ください。

2 目一般被保険者高額介護合算療養費は、国保と介護の自己負担分を合算した額が限度額を超えた場合に給付されるもので、令和6年度の決算額を鑑み、前年度より8万8,000円の増としております。

2 款 3 項移送費は、医師の指示により転院等が必要な際の交通費で、前年度と同額としております。

2 款 4 項出産育児諸費は、被保険者が出産した世帯に対し、1 人につき50万円を限度として給付する際の費用で、前年度と同額としております。

2 款 5 項葬祭諸費は、被保険者が死亡した際、葬祭費として1 人につき5万円を給付するもので、令和7年度のこれまでの実績値を鑑み、倍増としております。

13ページをご覧ください。

2 款 6 項傷病手当金は、存目計上としております。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県から額が提示されるもので、県全体の保険給付費の推計を基に、各市町村の令和7年度の給付実績及び過去2年間の医療費指数と所得係数、被保険者数の推計等を用いて算出されたものです。

1 項 1 目一般被保険者医療給付費分から14ページの4 項 1 目子ども・子育て支援金分までが県への納付金となりますが、現時点では仮算定の段階ですので、本算定の納付金額による予算額の補正を6月の第2回定例会で予定しております。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金は、存目計上としております。

5 款 1 項特定健康診査等事業費2,437万6,000円は、特定健康診査及び特定保健指導等を実施するための費用で、健診単価の増のほか、人間ドックの実施方法を希望する医療機関で受診できるよう見直すことに加え、新たに脳ドックに対しても助成を行うことにより、前年度より551万5,000円の増となっております。

5 款 2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費は、被保険者に対する医療費の通知、2 目疾病予防費は、重複頻回受診や重複多剤服薬等の指導に当たる看護師1人分の人件費及び保険者努力支援交付金の対象となる国保ヘルスアップ事業において新たに取り組む重

複・多剤服薬者に対する保健指導に係る委託料、3目保健事業実施計画費は、第3期データヘルス計画の中間評価に係る支援業務委託に係る費用を計上しております。

5款3項健康管理センター事業費、1目施設管理費のうち、16ページの12節工事請負費には、空調設備や自動ドアの改修費用を計上しております。

2目保健指導事業費は、保険者努力支援交付金の対象となる国保ヘルスアップ事業を実施するもので、特定健診の結果に基づいた個別指導等の保健事業の実施体制強化のため、保健師1名分を新たに計上したことにより増額となっております。

18ページをご覧ください。

3目健康教育等事業費も、国保ヘルスアップ事業として、生活習慣病重症化予防・改善教室や健康教室等を実施するもので、特に参加者から要望の強かった健康運動教室の拡充を図り、被保険者の健康づくりにつなげようとするものです。

6款基金積立金は、国保基金の利息分のみを計上しております。なお、基金の活用は、保険料統一となる令和11年度までの移行調整期間の間に、今後県から示される税率等の状況を見ながら、一定額を負担軽減に活用してまいりたいと考えております。

7款公債費は、存目計上としております。

8款1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金は、過年度分の異動等による被保険者に対する国保税還付金、2目一般被保険者還付加算金は、過年度分の国民健康保険税還付に係る加算金で、いずれも前年度と同額を計上しております。

19ページをご覧ください。

3目その他償還金は、国や県からの負担金及び交付金等の精算による返還金が生じた際に支払うもので、存目計上としております。

8款2項延滞金は、存目計上としております。

9款予備費は、歳入歳出額の調整額としております。

20ページから29ページまでは、国民健康保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等です。

説明は以上です。

続きまして、議案第16号「令和8年度会津坂下町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和8年度会津坂下町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,000万円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいとするものです。

第2条は、歳出予算の流用であり、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めたいとするもので、第1号の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけ

る同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用としています。

初めに、概要をご説明いたします。

令和8年度は、第9期介護保険事業計画3か年の最終年となります。本町における65歳以上の高齢者人口は、令和6年を境に今後減少していくものと見込まれる一方、団塊の世代が75歳を迎え、75歳以上の高齢者は増加が見込まれることから、計画期間中の介護認定者数はほぼ横ばいと見込んでおります。

また、年齢層の変化等に伴い、居宅介護サービスは減少、施設介護サービスはほぼ横ばい、高額介護サービスは増加、介護予防サービスが微減と見込んでおりますが、特に大きく変更となる点はないものの、高齢者の社会参加による介護予防により一層力を入れて取り組んでまいります。

歳入では、被保険者数を5,569人と令和7年度より23人減と推定し、介護保険料総額は0.36%減、国庫支出金等は、第9期計画におけるシミュレーション額及び保険給付費等に即して見込みました。なお、大まかな財源の内訳は、利用者負担分を除き、公費負担分が50%、65歳以上の方の保険料が23%、40歳から64歳までの方の保険料が27%とされております。

歳出では、保険給付費は、第9期計画におけるシミュレーションにより、居宅介護サービスや地域密着型介護サービスは減となりましたが、施設介護サービスはほぼ前年度と同額を見込みました。

続いて、事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず歳入ですが、1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計を24億2,000万円としたいとするものです。前年度予算と比較し530万8,000円の増で、率にして0.2%の増となります。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から6款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の24億2,000万円としたいとするものです。財源内訳は、国庫支出金が9億71万円、その他の財源が6億1,213万6,000円、一般財源が9億715万4,000円となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、被保険者数を5,569人として、4億2,844万8,000円を見込んでおります。

2款1項手数料のうち、2目民生手数料87万8,000円は、配食サービス事業の自己負担分で、1回当たりの実費のうち利用者に300円をご負担いただくものです。

3款国庫支出金は、公費負担分のおおむね2分の1を占め、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金3億8,757万9,000円は、保険給付費に対する国の負担割合を乗じた額としております。

2項国庫補助金、1目調整交付金1億2,504万1,000円は、市町村の財政力の格差等を調整し、介護保険制度の運営を安定的にするためのものです。

2目地域支援事業交付金3,055万2,000円は、歳出における介護予防事業及び地域包括

支援事業の事業費に国の負担割合を乗じた額としております。

3 目事務費補助金306万9,000円は、制度改正に伴う介護保険システム改修経費に係る補助金で、補助率は2分の1です。

4 目保険者機能強化推進交付金269万円及び4 ページの5 目介護保険保険者努力支援交付金478万3,000円は、介護給付費適正化などの取組へのインセンティブ交付金です。

4 款1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金5 億9,757万9,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分です。

2 目地域支援事業支援交付金1,455万6,000円は、国からの交付金と同様に、歳出における支払基金の負担割合を乗じた額としております。

5 款県支出金は、公費負担分のおおむね4分の1を占め、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金3 億3,172万3,000円と、2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金1,527万3,000円も同様に県の負担割合を乗じた額としております。

6 款1 項1 目利子及び配当金66万2,000円は、介護給付費準備基金の積立金に係る利息です。

5 ページをご覧ください。

7 款1 項一般会計繰入金、計3 億6,983万8,000円は、市町村の負担割合を規定に基づき一般会計から繰り入れするもので、1 目介護給付費繰入金2 億7,665万2,000円は、介護サービス給付費の町負担分、2 目地域支援事業繰入金1,527万3,000円は、介護予防・地域包括支援事業費の県負担分、3 目低所得者保険料軽減繰入金1,972万9,000円は、第1段階から第3段階の対象者の保険料軽減分、4 目その他一般会計繰入金5,818万4,000円は、職員の人件費及び介護保険システム改修等に係る事務費分です。

2 項基金繰入金5,700万円は、介護保険事業の安定した運営のため、基金を取り崩し、繰り入れするものです。

8 款1 項1 目繰越金5,000万円は、前年度と同額としております。

9 款諸収入のうち、6 ページの2 項1 目預金利子32万1,000円は、歳計現金の預金利子で、このほかは存目計上としております。

7 ページをご覧ください。

3 の歳出ですが、1 款1 項総務管理費の1 目一般管理費4,739万9,000円は、職員5 人分の人件費、介護保険システム改修費等の事務費分です。

8 ページをご覧ください。

2 目連合会負担金1 万4,000円は、国保連合会へのKDBシステムの負担金です。

2 項介護認定審査会費、1 目認定調査等費804万9,000円は、介護認定に必要な書類作成の役務費や委託料、2 目認定審査会共同設置負担金579万1,000円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合への介護認定事務負担金です。

2 款保険給付費は、歳出全体の約92%を占めております。

8 ページから9 ページにかけての1 項介護サービス等諸費の計20億2,726万2,000円及び9 ページから10ページにかけての2 項介護予防サービス等諸費の計2,383万4,000円は、それぞれ第9期介護保険事業計画を基に推計した額としており、内訳は、被保険者数の

微減に伴い予算額も微減または前年度と同額としております。

10ページの3項1目審査支払手数料175万1,000円は、国保連合会への審査支払手数料です。

4項高額介護サービス等費の計5,383万4,000円及び10ページから11ページにかけての5項高額医療合算介護サービス等費の計575万4,000円は、それぞれ令和7年度の見込額や第9期介護保険事業計画を基に推計した額としております。

11ページの6項市町村特別給付費100万円は、在宅の寝たきり高齢者に対し介護用品を給付するための事業費です。

11ページから12ページにかけての7項特定入所者介護サービス等費の計1億85万5,000円は、第9期介護保険事業計画を基に推計した額としております。

12ページの3款1項介護予防・生活支援サービス事業費4,653万3,000円は、第9期介護保険事業計画に基づく主に要支援者に対するサービスに係る事業費です。

2項一般介護予防事業費697万3,000円は、従来の一次予防事業を中心に対象者の把握、予防普及、地域介護予防支援を行うための事業費です。

13ページをご覧ください。

3項包括的支援事業等費・任意事業費は、地域包括支援センターへの委託費で、1目総合相談費から3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費まではそれぞれ微増としております。

4目任意事業費804万9,000円は、配食サービスやケアプラン点検、成年後見制度利用等に係る事業費で、このうち、14ページの給食サービスの配食見込み数等が増加したため額が特に増加しております。

5目在宅医療・介護連携推進事業費820万3,000円は、地域包括ケア実現のために、医療と介護の相互理解や情報共有を行うための事業費です。

6目生活支援体制整備事業費859万7,000円は、地域住民、高齢者、ボランティア等担い手体制の整備のため、生活支援コーディネーター業務の委託に係る事業費です。

7目認知症総合支援事業956万円は、認知症への総合的な支援のため相談員を設置するための事業費です。

15ページをご覧ください。

8目地域ケア会議推進事業65万5,000円は、高齢者の自立支援のケアマネジメントや地域課題把握、地域資源発掘のためのケア会議専門職への報酬などが主なものです。

4項その他諸費15万2,000円は、介護予防分の国保連合会への審査支払手数料です。

5項高額介護予防費相当事業8万4,000円は、第9期介護保険事業計画を基に推計した額、6項高額医療合算介護予防相当事業18万1,000円は、過去の実績額により推計した額としております。

16ページをご覧ください。

4款1項償還金及び還付加算金43万9,000円は、過年度保険料の還付金等です。

5款基金積立金は、存目計上としております。

17ページをご覧ください。

6 款予備費4,486万2,000円は、歳入歳出額の調整額としております。

18ページから27ページまでは、介護保険業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等です。

説明は以上です。

続きまして、議案第17号「令和8年度会津坂下町後期高齢者医療特別会計予算」についてご説明申し上げます。

令和8年度会津坂下町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによりたいというものです。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,700万円としたいとするものです。

同条第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によりたいとするものです。

初めに、概要をご説明いたします。

保険料率は2年ごとに見直すことが高齢者の医療の確保に関する法律で定められており、令和8年度はこれを改定する年に当たり、保険料は均等割額4万9,000円、所得割率9.24%となります。算出の基礎となります被保険者数は3,054人と見込まれております。また、子ども・子育て支援金制度の開始や賦課限度額の増額などにより、保険料総額は対前年度比で増額となる見込みです。

続いて、事項別明細書によりご説明申し上げますので、事項別明細書の1ページをご覧ください。

1の総括としまして、まず歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入まで、歳入合計を2億7,700万円としたいとするものです。前年度当初予算と比較し、4,182万円の増となります。

2ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費から4款予備費まで、歳出合計を歳入合計と同額の2億7,700万円としたいとするものです。財源内訳は、国県支出金が154万円、その他特定財源が75万円、一般財源が2億7,471万円となります。

3ページをご覧ください。これ以降は詳細の説明となります。

2の歳入ですが、1款1項1目後期高齢者医療保険料は、被保険者数を対前年度比237人減の3,054人と推計し、保険料改定と合わせ、保険料総額は対前年度比3,252万5,000円増の1億9,775万円を見込んでおります。

2款1項手数料は、存目計上としております。

3款1項国庫補助金、1目子ども・子育て支援事業費補助金は、令和8年度から開始される子ども・子育て支援金制度導入に向けたシステム改修費用等に係る補助金で、補助率は10分の10です。

4款1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、該当職員の人件費分等を、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の減額分と元被用者保険の被扶養者だった者

に係る保険料の軽減による減額分を、県4分の3、町4分の1の負担割合で繰り入れするものです。

5款1項繰越金及び4ページの6款1項延滞金、加算金及び過料は、存目計上としております。

6款2項償還金及び還付加算金は、前年度と同額を計上しております。

6款3項預金利子は、金利上昇により増額としております。

6款4項雑入は、存目計上としております。

5ページをご覧ください。

3の歳出ですが、1款1項総務管理費は、職員1名分の人件費や事務費等で、減額の主な要因は人件費の減によるものです。

12節委託料のシステム改修業務は、子ども・子育て支援金制度導入に係るもので、補助率は前述のとおり10分の10です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2億6,643万7,000円は、歳入予算の保険料、繰越金及び一般会計からの保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するもので、4,360万5,000円の増となります。

6ページをご覧ください。

3款1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、2目還付加算金は、過年度の実績を基に計上しております。

4款予備費は、少額で緊急的な支出が見込まれないため、令和8年度は計上せず廃目としております。

7ページから14ページまでは、後期高齢者医療業務を担当する会計支弁職員に係る給与費明細書等です。

説明は以上です。

◎議長（赤城大地君）

続いて、議案第18号から議案第20号まで説明を求めます。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第18号「令和8年度会津坂下町坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和8年度会津坂下町の坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,220万5,000円にしたいというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳

出予算」によりたいというものであります。

第2条は、地方債でありまして、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によりたいというものであります。

本年度の予算は、建物移転等の補償費、整地工事費等を計上いたしました。

1 ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算」であります。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。「第2表 地方債」であります。

公共事業等債は、借入限度額を5,240万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

事項別明細書の1 ページをお開きください。1、総括、歳入であります。

1 款国庫支出金から5 款町債まで、歳入合計2 億7,220万5,000円、前年度比3,226万2,000円の増であります。

2 ページをお開きください。歳出であります。

1 款事業費から2 款公債費まで、歳出合計2 億7,220万5,000円でありまして、その財源内訳は、国庫支出金6,572万円、地方債5,240万円、その他特定財源82万3,000円、一般財源1 億5,326万2,000円となっております。

3 ページをお開きください。歳入であります。

1 款1 項1 目土木費国庫補助金6,572万円は、前年度比689万円の増となっております。

2 款1 項1 目不動産売払収入71万6,000円は、前年度比30万2,000円の減となっております。

3 款1 項1 目一般会計繰入金は、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の歳入合計に対し不足する場合に繰り入れるものでありまして、1 億5,326万2,000円を計上いたしました。

4 款1 項1 目預金利子から4 款2 項1 目雑入までは、存目計上であります。

5 款1 項1 目土木債5,240万円は、前年度比550万円の増となっております。これは、補助対象事業費の増によるものであります。

4 ページをお開きください。歳出であります。

1 款1 項1 目坂下東第一地区事業費2 億1,825万7,000円は、前年度比3,400万4,000円の増となっております。主な理由といたしましては、町単独事業費の増によるものであります。

次に、主な経費でございますが、1 節報酬は、土地区画整理審議会委員及び評価員の報酬であります。

2 節給料から4 節共済費までは、職員1 名分の人件費を計上しております。

10 節需用費4 万7,000円は、積算資料等の費用を計上しております。

12 節委託料1,057万5,000円は、建物等調査算定業務、町管理地の除草等維持管理費及び画地確定測設業務に要する委託料を計上したものであります。

14 節工事請負費5,864万3,000円は、2 か所の整地工事費を計上いたしました。

18節負担金、補助及び交付金538万1,000円は、道路築造工事に伴う水道管敷設に係る負担金を計上しております。

21節補償、補填及び賠償金1億3,630万円は、建物移転3戸3棟、物件移転1件の補償費、及び農業休止補償等であります。

2款1項1目元金は5,187万6,000円となっております。

5ページをお開きください。

2款1項2目利子は、207万2,000円でありまして、これはともに償還計画によるものであります。

6ページから13ページまでは、給与費明細書であります。

14ページをお開きください。地方債に関する調書であります。

令和8年度末残高は、3億7,590万2,000円となる見込みであります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第19号「令和8年度会津坂下町水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和8年度会津坂下町水道事業会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は業務の予定量でありまして、給水戸数を5,731戸、給水人口を1万3,481人、年間配水量を153万1,000立方メートル、1日平均配水量を4,194立方メートルにそれぞれ予定したいというものです。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

第1款水道事業収益を4億6,713万6,000円、第1款水道事業費用を4億7,296万8,000円と予定したいというものであります。

次のページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

第1款資本的収入を9,139万円、第1款資本的支出を1億3,189万2,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,050万2,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額607万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,442万4,000円で補填するものであります。

第5条は、企業債でありまして、上水道施設整備事業債として起債限度額を7,190万円と定めたいというものであります。

次のページをお開きください。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次のとおり定めたいというものであります。予定支出の各項は、収益的支出では（1）営業費用、営業外費用及び特別損失、資本的支出では（2）建設改良費及び企業債償還金であります。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は職員給与費の4,425万5,000円であります。

第8条は、他会計からの補助金でありまして、地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金として、一般会計などからの補助金2,439万7,000円を計上しております。

第9条は、たな卸資産購入限度額でありまして、限度額を389万9,000円に定めたいというものであります。

次に、予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは予算の実施計画であります。これにつきましては、17ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、予定貸借対照表における現金預金と定義となります。資金期首残高は、令和7年度予定貸借対照表上の現金預金7億9,475万6,412円と予定しており、資金期末残高は、令和8年度予定貸借対照表上の現金預金8億5,322万4,305円と予定しております。

4ページをご覧ください。

4ページから10ページまでは給与費明細書であります。

11ページをお開きください。

令和8年度予定貸借対照表でありまして、令和9年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

12ページをご覧ください。

令和7年度予定損益計算書でありまして、532万3,000円の純利益を予定しております。

13ページをお開きください。

令和7年度予定貸借対照表でありまして、令和8年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

14ページをご覧ください。

14ページから16ページまでは、注記表であります。

17ページをお開きください。予算明細書であります。

収益的収入1款1項1目給水収益の本年度予定額は3億8,062万1,000円で、前年度比2,211万9,000円の増であります。これは1節水道使用料でありまして、令和7年度実績見込額から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施される水道基本料金1か月分の減免分を控除し、計上したものであります。

3目その他の営業収益の本年度予定額は946万2,000円で、使用料徴収経費負担金の増により、前年度比184万4,000円の増となりました。

2項1目受取利息及び配当金の本年度予定額は562万円で、預金金利の引上げによる預金利息の増、下水道事業会計からの貸付金利息及び国債運用による有価証券利息を計上したことにより、前年度比496万7,000円の増となりました。

18ページをご覧ください。

2項2目補助金の本年度予定額は1,688万5,000円で、前年度比4,862万1,000円の減であります。これは、水道基本料金減免期間が昨年度の当初予算では4か月でしたが、本

年度の当初予算では1か月へ短縮したことによる一般会計補助金の減によるものであります。

3目雑収益の本年度予定額は268万2,000円で、前年度比122万9,000円の増であります。これは、不用メーターの売却個数の増及び一斉交換水道メーターの取替差益の増によるものであります。

4目長期前受金戻入の本年度予定額は5,186万4,000円で、前年度比3万1,000円の増であります。これは現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

8目消費税及び地方消費税還付金及び3項2目過年度損益修正益は、存目計上であります。

19ページをお開きください。

収益的支出1款1項1目原水及び浄水費の本年度予定額は1億9,028万3,000円で、前年度比81万9,000円の増であります。

主なものとしまして、24節動力費114万1,000円は、令和7年度実績見込額から試算し、前年度比38万2,000円の増、31節受水費1億8,837万8,000円は、会津若松地方広域市町村圏整備組合からの水道用水の受水に係る費用でありまして、令和7年度実績見込受水量から用水料金引上分を加味した結果、前年度比151万円の増となりました。

20ページをご覧ください。

2目配水及び給水費の本年度予定額は5,232万4,000円で、前年度比591万円の増であります。

主なものとしまして、17節委託料は2,311万1,000円で、一斉交換メーター個数の増及び取替単価の増により、水道メーター取替業務が前年度比150万9,000円増の437万6,000円、20節修繕費は1,395万7,000円で、給水管等漏水修理、配水施設の部品交換及び一斉交換水道メーター出庫個数の増により、前年度比380万4,000円の増であります。

21ページをお開きください。

24節動力費216万5,000円は、中村減圧場外5か所の電力料を計上したものであります。

29節負担金94万2,000円は、会津若松市及び会津美里町と共同で発注をした上水道施設台帳システムの保守業務に係る費用を、会津若松市上下水道局に支出するものであります。

48節工事請負費974万4,000円は、町道坂下小学校線給水管布設替工事及び町道蛭川通学線共同管布設替工事費を計上したものであります。

4目総係費の本年度予定額は5,888万3,000円で、前年度比122万7,000円の減であります。

1節給料から22ページの6節賞与引当金繰入額までは、職員3名分及び会計年度任用職員1名分の職員給与費であります。

23ページをお開きください。

15節通信運搬費195万4,000円は、納付書発送の郵便料及び庁舎電話料などであります。

17節委託料2,150万8,000円は、水道メーター検針業務及び水道業務システムの保守費

用などであります。

19節賃借料135万5,000円は、水道料金システム及び水道メーター検針端末機器などの賃借料であります。

24ページをご覧ください。

5目減価償却費の本年度予定額は1億5,587万3,000円で、前年度比313万2,000円の増であります。主なものとしまして、配水管等の構築物が1億4,066万1,000円、機械及び装置が961万6,000円であります。

6目資産減耗費の本年度予定額は227万7,000円で、前年度比498万6,000円の減であります。これは、配水管布設替工事などに伴い、減価償却費として費用化されていない額を計上したものであります。

2項1目支払利息の本年度予定額は542万5,000円で、前年度比8万4,000円の減であります。企業債の元金償還に伴う企業債利息であります。

2目雑支出の本年度予定額は203万1,000円で、前年度比41万6,000円の増であります。これは、一斉交換水道メーター個数の増に伴う評価額の増によるものであります。

3目消費税及び地方消費税の本年度予定額は387万円で、収入及び支出の予算額を基に試算した結果、納付になる見込みとなりました。

25ページをお開きください。

3項1目過年度損益修正損は、存目計上であります。

26ページをご覧ください。

資本的収入であります。

1款1項1目企業債の本年度予定額は7,190万円で、前年度比3,490万円の増であります。これは、町道坂下小学校線配水管布設替工事、塔寺ポンプ場電源操作盤及び送水ポンプ更新工事、高寺配水池計装盤更新工事及び県道会津坂下会津高田線舗装復旧工事負担金に対する起債であります。

3項1目他会計負担金の本年度予定額は1,017万2,000円で、前年度比282万8,000円の減であります。これは、天屋地内の消火栓新設工事や企業債の元金償還に対する一般会計や坂下東第一地区土地区画整理事業特別会計からの負担金を計上したものであります。

6項1目国庫補助金は、令和8年度は補助対象事業がないことから予算計上はございません。

7項1目他会計貸付金返済金の本年度予定額は931万8,000円で、これは下水道事業会計からの返済金であります。

27ページをお開きください。

資本的支出1款1項1目事務費の本年度予定額は1,582万2,000円で、1節給料から6節賞与引当金繰入額までは、職員2名分の職員給与費であります。

18節手数料33万4,000円は、設計積算システムや公用車のリース満了に伴う名義変更手数料などあります。

28ページをご覧ください。

3目固定資産購入費の本年度予定額は6,603万5,000円で、前年度比1,337万円の増で

あります。内訳としまして、3節構築物は、町道坂下小学校線配水管布設替工事などで694万3,000円、4節機械及び装置5,909万2,000円は、塔寺ポンプ場電源操作盤及び送水ポンプ更新工事で4,336万2,000円、高寺配水池計装盤更新工事で1,573万円を計上したものであります。

4目消防施設費の本年度予定額は、前年度比103万円増の200万円であります。これは、3節構築物でありまして、天屋地内の消火栓新設工事1基分を計上したものであります。

5目負担金の本年度予定額は600万円であります。これは、1節共同施工負担金でありまして、下水道事業会計に対する新町地内の県道会津坂下会津高田線舗装復旧工事負担金を計上したものであります。

6目リース債務支払額の本年度予定額は45万1,000円で、水道事業公用車のリース代金を計上したものであります。

2項1目企業債償還金の本年度予定額は3,944万3,000円で、企業債の元金償還金を計上したものであります。

3項1目長期貸付金は、令和8年度は貸付予定がないため予算計上はございません。

2目基金の本年度予定額は8万6,000円で、水源開発施設整備基金の利息分を計上したものであります。

29ページをお開きください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的收入4億6,713万6,000円、収益的支出4億7,296万8,000円、差引税込当期純損失が583万2,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額607万8,000円、貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税35万4,000円を差し引き、税抜当期純損失を1,226万4,000円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的收入9,139万円、資本的支出1億3,189万2,000円、差引き4,050万2,000円が不足いたします。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額607万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,442万4,000円で補填したいというものであります。

なお、補填財源の明細につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

説明の途中ですが、休憩のため休議といたします。

(午後3時11分)

再開を3時20分といたします。

(休議)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午後3時20分)

引き続き説明願います。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（赤城大地君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」について、ご説明申し上げます。

第1条、令和8年度会津坂下町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによりたいというものであります。

第2条は業務の予定量でありまして、処理区域内戸数を3,409戸、処理区域内人口を7,713人、年間排水量を42万7,176立方メートル、1日平均排水量を1,170立方メートルにそれぞれ予定したいというものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

第1款下水道事業収益を4億5,620万6,000円、第1款下水道事業費用を4億4,306万8,000円と予定したいというものであります。

次のページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めたいというものであります。

第1款資本的収入を3億6,148万1,000円、第1款資本的支出を4億4,502万9,000円と予定したいというものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,354万8,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万3,000円、過年度分損益勘定留保資金14万3,000円、当年度分損益勘定留保資金8,129万2,000円で補填するものであります。

第5条は、企業債でありまして、公共下水道整備事業債として起債限度額を1億7,260万円、下水道事業債の特別措置分470万円、次のページに移りまして、資本費平準化債の公共下水道事業2,330万円、同じく農業集落排水事業1,550万円と定めたいというものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金でありまして、借入限度額を8,500万円としたいというものであります。借入限度額は、起債償還月である9月及び3月の元利償還金相当額を基に設定いたしました。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を次のとおり定めたいというものであります。

予定支出の各項は、収益的支出では（1）営業費用、営業外費用及び特別損失、資本的支出では（2）建設改良費及び企業債償還金であります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、その経費は職員給与費の2,469万8,000円であります。

第9条は、他会計からの補助金でありまして、地方公営企業法第17条の3に基づく他会計からの補助金として、一般会計からの補助金額7,395万円を計上しております。

次ページをお開きください。

予算に関する説明書でございますが、1ページから2ページまでは予算の実施計画であります。詳細につきましては、15ページからの予算明細書でご説明申し上げます。

3ページをお開きください。予定キャッシュフロー計算書であります。

予定キャッシュフロー計算書における資金は、予定貸借対照表における現金預金と定義となります。資金期首残高は、令和7年度予定貸借対照表上の現金預金残高を1億9,064万6,593円と予定しており、資金期末残高は、令和8年度予定貸借対照表上の現金預金残高1億4,807万730円と予定しております。

4ページをご覧ください。

4ページから8ページまでは給与費明細書であります。

9ページをお開きください。

令和8年度予定貸借対照表でありまして、令和9年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

10ページをご覧ください。

令和7年度予定損益計算書でありまして、149万5,000円の純利益を見込んでおります。

11ページをお開きください。

令和7年度予定貸借対照表でありまして、令和8年3月31日時点における資産、負債及び資本を記載しております。

12ページをお開きください。

12ページから14ページまでは注記表であります。

13ページに公共下水道事業及び農業集落排水事業ごとの営業収益などについて記載してございます。

15ページをお開きください。

予算明細書であります。

収益的収入1款1項1目下水道使用料の本年度予定額は9,028万6,000円で、前年度比100万円の増であります。これは1節下水道使用料でありまして、令和7年度の下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の実績見込額を基に計上したものであります。

2目他会計負担金の本年度予定額は1,307万1,000円で、前年度比2万9,000円の減であります。これは1節一般会計負担金でありまして、雨水処理に要する経費を一般会計から繰り入れるものであります。なお、公共下水道事業分が1,085万4,000円、農業集落排水事業分が221万7,000円であります。

3目受託工事収益の本年度予定額は600万円で、水道事業会計からの舗装復旧工事負担金を計上したものであります。

4目その他の営業収益の本年度予定額は18万7,000円で、前年度比11万6,000円の減であります。

内訳としまして、2節手数料11万円は、指定業者登録及び更新手数料であります。3

節雑収益 7 万 7,000 円は、金山町及び昭和村からの農業集落排水処理施設の維持管理共同化に係る事務負担金を計上したものであります。

2 項 2 目他会計補助金の本年度予定額は 1 億 4,413 万 6,000 円で、前年度比 392 万 8,000 円の増であります。これは 1 節一般会計補助金でありまして、分流式下水道等に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費のほか、使用料で賄えない維持管理費などを一般会計から繰り入れるものであります。

3 目補助金の本年度予定額は 5,200 万円で、これはウォーター P P P 導入検討業務及び農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務に対する国庫補助金を計上したものであります。なお、補助率は 10 分の 10 であります。

4 目長期前受金戻入の本年度予定額は 1 億 3,705 万 9,000 円で、前年度比 1,173 万 8,000 円の減であります。これは現金を伴わない収入であり、負債の長期前受金に計上した未償却相当額のうち、当年度償却分を収益化したものであります。

16 ページをご覧ください。

5 目消費税及び地方消費税還付金の本年度予定額は 1,335 万 9,000 円で、収入・支出の予算額を基に試算した結果、還付になる見込みとなりました。

3 項 2 目過年度損益修正益は、存目計上であります。

17 ページをお開きください。

収益的支出 1 款 1 項 1 目管渠費の本年度予定額は 795 万 3,000 円で、前年度比 153 万 8,000 円の増であります。

主なものとしまして、17 節委託料 648 万 6,000 円は、マンホールポンプ場維持管理業務等や下水道台帳管理システム保守業務等を計上したものであり、前年度比 142 万 6,000 円の増となりました。

2 目処理場費の本年度予定額は 1 億 681 万 9,000 円で、前年度比 1,420 万 1,000 円の増であります。

1 節給料から 18 ページの 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 2 名分の職員給与費であります。

18 ページをご覧ください。

17 節委託料 7,013 万 5,000 円は、各浄化センターの維持管理業務や農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務などを計上したものであり、前年度比 1,048 万 4,000 円の増となりました。

なお、浄化センターの維持管理につきましては、本町と同じ処理方式を取る金山町、昭和村と共同で維持管理業務を発注しております。

18 節手数料 224 万 9,000 円は、農業集落排水処理施設の浄化槽清掃料を計上したものであります。

20 節修繕費 249 万 1,000 円は、各浄化センターの修繕費を計上したものであります。主な修繕は、坂下東浄化センターのポンプ交換や、坂下西浄化センターの有圧換気扇交換であります。

24 節動力費 1,385 万 8,000 円は、各浄化センターの電力料であります。

29節負担金118万円は、真木・津尻処理区処理場の維持管理に係る協定書に基づく喜多方市への支出でありまして、前年度比117万円の減となりました。

19ページをお開きください。

3目受託工事費の本年度予定額は600万円で、県道会津坂下会津高田線の舗装復旧工事を計上したものであります。

4目業務費の本年度予定額は701万6,000円で、前年度比195万9,000円の増であります。

29節負担金698万5,000円は、水道事業会計への使用料徴収に係る経費に対する支出であります。

5目総経費の本年度予定額は4,329万1,000円で、前年度比2,866万円の増であります。

17節委託料4,211万9,000円は、電子計算機器などのシステム保守点検業務や、ウォーターPPP導入検討業務を計上したものであります。

20ページをご覧ください。

6目減価償却費の本年度予定額は2億2,950万3,000円で、前年度比1,802万7,000円の減であります。内訳としまして、公共下水道事業の固定資産に係る減価償却費が1億8,162万3,000円、農業集落排水事業の固定資産に係る減価償却費が4,788万円であります。

7目資産減耗費本年度予定額24万3,000円は、浄化センターの排水施設工事に伴う減価償却費として、費用化されていない額を計上したものであります。

2項1目支払利息の本年度予定額は4,022万円で、前年度比1,084万3,000円の増であります。企業債元金償還に伴う企業債利息、一時借入金返済に伴う一時借入金利息及び水道事業会計借入金返済に伴う借入金利息を計上したものであります。

3目消費税及び地方消費税及び3項4目過年度損益修正損は、存目計上であります。

21ページをお開きください。

資本金収入1款1項1目企業債の本年度予定額は2億1,610万円で、前年度比6,870万円の減であります。管渠埋設工事費などに対する公共下水道整備事業債や、下水道事業債特別措置分及び資本費平準化債を計上しております。

3項1目他会計負担金の本年度予定額は570万5,000円で、前年度比3万4,000円の増であります。これは1節一般会計負担金でありまして、地方公営企業法の適用に要する経費、下水道事業債特別措置分の償還に要する経費、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費及び広域化・共同化に要する経費を一般会計から繰り入れるものであります。

2目受益者負担金の本年度予定額は2,683万6,000円で、前年度比1,638万7,000円の増であります。なお、賦課件数を175件と見込んでおります。

3目受益者分担金は、令和8年度は賦課対象区域で公共ますへの接続がないことから予算計上はございません。

6項1目国庫補助金の本年度予定額は1億1,000万円で、前年度比9,542万5,000円の減であります。この補助金は、管渠埋設工事などに対する社会資本整備総合交付金でありまして、補助率は2分の1であります。

2 目県補助金の本年度予定額は284万円で、前年度比11万2,000円の減であります。この補助金は、管渠埋設工事など単独事業分に対する土木事業補助金でありまして、補助率は5%であります。

7 項 1 目他会計借入金は、令和8年度は借入れ予定がないため予算計上はございません。

22ページをご覧ください。

資本的支出 1 款 1 項 1 目事務費の本年度予定額は1,100万6,000円で、前年度比1,140万8,000円の減であります。

1 節給料から 6 節賞与引当金繰入額までは、職員 1 名分の職員給与費であります。

9 節報償費99万7,000円は、新規賦課区域の受益者負担金前納報奨金を計上したものでありまして、前年度比47万5,000円の増であります。

18節手数料48万2,000円は、設計積算システムや郵便振替手数料などであります。

23ページをお開きください。

2 目管渠整備事業費の本年度予定額は 2 億7,681万円で、前年度比 1 億9,485万3,000円の減であります。

17節委託料1,570万円は、坂下中央処理区の管渠埋設工事等に係る設計費を計上したものであります。

48節工事請負費 2 億6,111万円は、坂下中央及び坂下東処理区における管渠埋設工事や、坂下西処理区における舗装復旧工事費などを計上したものであります。

5 目処理場改良事業費の本年度予定額は880万円で、前年度比468万円の増であります。坂下東浄化センターの監視通報装置更新及びブローア更新工事などを計上したものであります。

6 目固定資産購入費は、令和8年度は購入予定がないことから、予算計上はございません。

2 項 1 目企業債償還金の本年度予定額は 1 億3,709万5,000円で、前年度比46万円の増であります。これは企業債元金償還金を計上したもので、公共下水道事業が 1 億489万2,000円、農業集落排水事業が3,220万3,000円であります。

5 項 1 目他会計借入金償還金の本年度予定額931万8,000円は、水道事業会計に対する償還金であります。

24ページをご覧ください。

実施計画説明資料及び損益勘定留保資金説明資料であります。

(1) 収益的収支では、収益的収入 4 億5,620万6,000円、収益的支出 4 億4,306万8,000円、差引税込当期純利益1,313万8,000円となり、ここから消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,547万2,000円を差し引き、税抜当期純損失を233万4,000円と見込んだところであります。

(2) 資本的収支では、資本的収入 3 億6,148万1,000円、資本的支出 4 億4,502万9,000円、差引き8,354万8,000円が不足いたします。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額211万3,000円、過年度分損益勘定留保資金14万

3,000円、当年度分損益勘定留保資金8,129万2,000円で補填したいというものであります。

なお、補填財源の明細につきましては、下段「補てん財源明細書」のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

◎請願・陳情の常任委員会付託

◎議長（赤城大地君）

日程第9「請願・陳情の常任委員会付託」を議題といたします。

去る2月18日の正午までに受理した請願・陳情は、お手元にその写しを配付しておりますので、請願及び陳情番号、受理年月日、件名、請願者及び陳情者の住所・氏名、紹介議員を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

請願番号第1号、受理年月日、令和8年2月17日、件名「ICT教育推進のみでなく、子どもの健康や学力などの検討を求める請願について」。請願者住所氏名、福島県河沼郡会津坂下町大字大沖字上野1170-1、千葉親子、紹介議員、佐藤宗太。

陳情番号第1号、受理年月日、令和7年12月8日、件名「町新庁舎配置計画について、広く町民の意見を聴取し反映させるよう求める陳情書」。陳情者住所氏名、福島県建築士会会津支部坂下部会、会津若松市日吉町1番4号、部会長、大竹勝芳。

陳情番号第2号、受理年月日、令和8年2月12日、件名「東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情」。陳情者住所氏名、福島県を明るくする会会津支部、会津坂下町舘ノ下228-1、長谷川達雄、会津若松市河東町福島字東面132、清水伸己。

◎議長（赤城大地君）

請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。

◎7番（佐藤宗太君）

議長、7番。

◎議長（赤城大地君）

7番、佐藤宗太君。

◎7番（佐藤宗太君）（登壇）

請願第1号「ICT教育推進のみでなく、子どもの健康や学力などの検討を求める請願について」ご説明を申し上げます。

請願の趣旨は次のとおりでございます。

I C T教育は文部科学省によって2019年からG I G Aスクール構想として進められ、2024年度からは、デジタル教科書の導入で教育のデジタル化が本格化されようとしております。

しかし、既に先行的に導入した海外のデジタル教育先進国のほとんどでは、子供の学力低下と心身の健康不調が顕在化し、見直しの動きが相次いでいます。

2023年の国連ユネスコのグローバル教育モニタリングレポートでは、I C T教育に警鐘を鳴らし、テクノロジーの適切な利用を求めています。日本の報道でも「先進国では見直しの相次ぐ中、反対に日本では学校教育の根幹にある教科書を、紙からデジタルに置き換えようと突き進む。文部科学省が主導する推進議論の危うさ」（読売新聞2025年3月15日）、「本格導入の前に調査研究や情報収集を進め、デジタルで学ぶことの功罪を実証的に見極めることが先決だろう」（朝日新聞2025年10月1日）、「過度なI C T利用と生徒の成績との間には負の相関がある。不安を抱えたままデジタル化を急ぐことには反対である」（産経新聞2025年9月27日）など極めて慎重な議論が見られました。

既に全国の学校健康診断結果においても、裸眼視力が1.0未満の子供が増えております。日本眼科医会では、十数年前から、デジタル環境下の子供のI C T眼症として、視力低下を招くドライアイや眼精疲労になりやすく、心身への負の影響があるとの警告をしております。

また、大人の健康確保のための情報機器作業における労働衛生管理ガイドラインはありますが、子供のためのガイドラインや基準はありません。文部科学省の学校環境衛生基準は、特に子供の健康保持と学習環境向上の基準ですが、I C T教育が推進されてからもそれに伴う改正がなされていないのが現状です。

このような状況を鑑み、I C T教育推進のみではなく、全国的な実態調査や学校環境衛生基準の改正を含めて検討し直すことが必要です。

よって、地方自治法第99条の規定により国会並びに政府関係機関に対し、下記のとおり意見書を提出していただきますようお願いをいたします。

記

1、I C T教育に伴う全国的な実態調査研究を行い、推進のみの事態を検討し直すこと。

2、子供の健康を確保するために、学校環境衛生基準を現状に合わせ改正すること。

以上、議員皆様のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これらの請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎予算特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第10「予算特別委員会の設置について」を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号「令和8年度会津坂下町一般会計予算」から議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件については、委員会条例第5条の規定により、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号「令和8年度会津坂下町一般会計予算」から議案第20号「令和8年度会津坂下町下水道事業会計予算」までの7件については、13人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、委員を職員に朗読させます。

◎書記（松本 功君）

1番、高久敏明君。2番、五十嵐孝子君。3番、目黒克博君。4番、物江政博君。5番、横山智代君。6番、小畑博司君。7番、佐藤宗太君。8番、五十嵐正康君。9番、青木美貴子君。10番、五十嵐一夫君。11番、水野孝一君。12番、酒井育子君。13番、山口享君。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり、13人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました13人を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会は、委員会条例第9条第1項の規定により、議長が委員会の招集日、招集日時及び場所を定めて委員長の下選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

本日、本会議散会后、議場において予算特別委員会を開催し、下選の結果を議長まで報告願います。下選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委

員が行うことになっておりますので、12番、酒井育子君にお願いいたします。

◎散会の宣告

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本日の議事は全部終了いたしました。

2月27日から3月1日までは、休会であります。

3月2日は、午前10時より本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は、2月13日の正午に通告を締め切っており、議員9名から通告を受けております。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年2月26日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員